

美浦村高齢者福祉計画 及び第7期介護保険事業計画

(平成30年4月～平成33年3月)

地域で支え合う
健康で安心して暮らせる村づくり



美浦村マスコットキャラクター
「みほーず」

平成30年3月

美浦村

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたって

我が国では高齢化が急速に進行し、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年には、国民の 5 人に 1 人が 75 歳以上となると予測され、世界に例のない超高齢社会を迎えています。

美浦村の 65 歳以上の高齢者人口は、介護保険制度が開始された平成 12 年当時、2,635 人でしたが、現在は 4,475 人となり、高齢化率も 14.2%から 28.6%に上昇しています。また、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加しているほか、要介護認定者数は 600 人を超え、平成 29 年度の介護保険給付額は 10 億円を超える見込みとなっています。

国は、平成 29 年 6 月 2 日に介護保険法の一部を改正し、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念を明記するとともに、この理念を実現するために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定するとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組み及び医療・介護連携の推進のほか、地域共生社会の実現に向けた取組み等による地域包括ケアシステムの深化・推進をめざすこととしており、これからは地域全体で高齢者を見守り、支えていく体制の強化が求められています。

美浦村では第 6 期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステム（介護等が必要となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるようにするために「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する仕組み）の構築をめざしており、平成 29 年度からは介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。

今後は、第 7 期計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、この「地域包括ケア」の取組みをさらに推進し、深化させていくとともに、介護保険制度の基本理念である、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、高齢者の方々が健康で生き生きと暮らせるよう、高齢者福祉事業及び介護保険事業を積極的かつ効果的に推進してまいりたいと考えておりますので、村民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に際しまして、ご協力をいただきました美浦村高齢者福祉計画等推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査を通じてご協力いただきました村民の皆様方に厚くお礼申し上げますご挨拶といたします。

平成 30 年 3 月

美浦村長 中 島 栄

目次

〈総論〉

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 美浦村高齢者・介護保険施策の視点.....	3
第3節 高齢者・介護保険施策の動向.....	4

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠.....	6
第2節 計画の策定方法.....	7
第3節 推進体制の確保.....	8

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る統計.....	10
第2節 要介護認定・給付の実績と推計.....	12
第3節 ニーズ調査結果の概要.....	14

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針.....	22
第2節 基本目標及び施策の体系.....	23
第3節 日常生活圏域の設定.....	27

〈各論1〉

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

施策1 福祉サービスの充実.....	30
施策2 住環境の整備.....	38
施策3 生活環境の整備.....	39
施策4 安全対策の推進.....	40
施策5 地域での見守り体制の構築.....	42

基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

施策1 生涯学習の充実.....	45
施策2 生涯スポーツの充実.....	50
施策3 多様な働き方の支援.....	52
施策4 世代間交流の推進.....	53
施策5 社会参加の促進.....	54

基本目標 3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

施策 1 介護予防・日常生活支援総合事業	57
施策 2 包括的支援事業	63
施策 3 任意事業	71

基本目標 4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

施策 1 介護等給付サービスの充実	77
施策 2 介護保険制度のよりよい運営	77

〈各論 2〉

第 1 章 第 7 期介護保険事業について

第 1 節 介護保険制度の改正点について	80
第 2 節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー	81

第 2 章 介護保険事業の実績と見込み

第 1 節 居宅（介護予防）サービス	82
第 2 節 地域密着型（介護予防）サービス	88
第 3 節 施設サービス	92

第 3 章 介護保険事業費の見込み

第 1 節 介護保険サービス給付費等の見込み量	94
第 2 節 第 1 号被保険者の介護保険料	100

第 4 章 介護保険制度の円滑な運営

第 1 節 基盤整備の方針	103
第 2 節 介護給付適正化の方針	104
第 3 節 円滑な事業運営の推進支援	105

〈資料〉

第 1 章 策定に係る資料

第 1 節 委員会に係る資料	108
第 2 節 法制度に係る資料	112

〈総論〉

第1章	計画の策定にあたって……………	2
第2章	計画策定の基本事項……………	6
第3章	高齢者を取り巻く現況と課題……………	10
第4章	基本理念及び施策の展開……………	22

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

これまで本村では、計画期間を1期3年とする「高齢者保健福祉計画」と、3年毎に策定している「介護保険事業計画」があり、両計画を一体的なものとして、計画的な高齢者・介護保険施策の推進を行ってきました。

平成12年に開始された介護保険制度も17年が経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍、サービス利用者数は約3.3倍に増加し、介護に不可欠なものとして定着・発展しています。

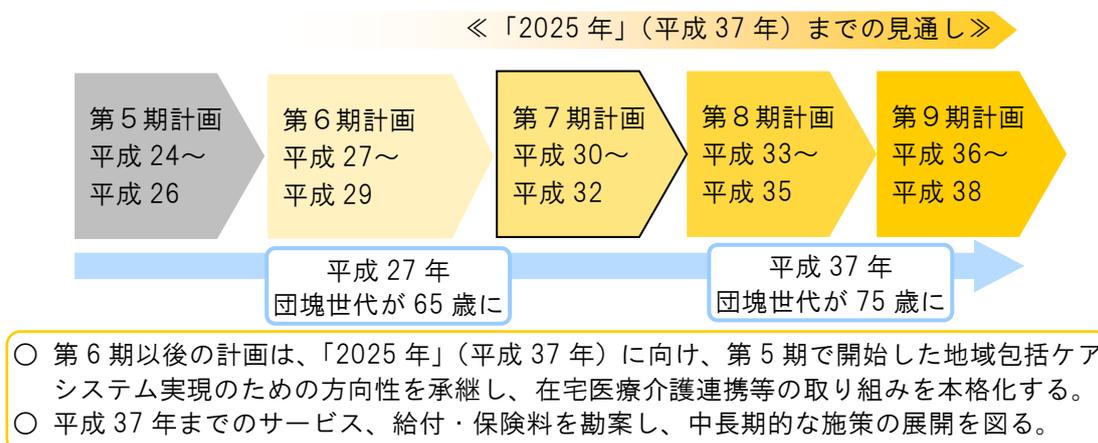
その中で、平成24年度（第5期計画）からは「地域包括ケアシステム」の構築のための「地域包括ケア計画」と位置付けられたことにより、全国的な介護予防・地域生活支援の仕組みの検討が求められています。

また、平成27年度（第6期計画）からは、地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として再始動しており、地域包括ケアシステムの実現のため、より一層の地域生活支援体制の構築が求められています。

これらの制度変更等の背景には、増加する高齢者と人口減少に伴う社会保障費の抑制があり、国全体の目標として、介護予防により介護保険を利用しない心身ともに健康な高齢者の増加や、要支援認定者の総合事業への移行による制度負担の軽減など、近年の我が国が抱える社会課題が制度に色濃く反映されています。

こうした中で、平成30年度からの第7期計画期間に向けては、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮したサービスの実施が改めて求められています。

このような状況の変化に合わせ、本村では平成29年度に現行の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況等を検証し、新たな法制度の趣旨や地域・村民のニーズを踏まえ、次期「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。



第2節 美浦村高齢者・介護保険施策の視点

平成 26 年度からの第 6 次総合計画において、高齢者・介護保険施策は「3 長く生きがいを持って暮らせる村づくり [生涯学習/健康づくり]」「4 共に支え合う村づくり [地域交流/地域福祉]」に取りまとめられ、施策の方針を次の通り、設定しています。

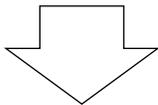
第 6 次美浦村総合計画

《 3-3 健康づくり 》 (3 長く生きがいを持って暮らせる村づくり)

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| *生活習慣病の発病予防と重症化予防 | *健康増進の支援のための環境整備 |
| *健康増進の目的設定と評価 | *多様な関係者による連携の取れた効果的健康増進の総合支援体制の整備 |

《 4-2 地域福祉・社会福祉 》 (4 共に支え合う村づくり)

- | | |
|------------|----------------------|
| *地域福祉体制の充実 | *高齢者や障害者も活動しやすい施設の整備 |
| *介護保険の推進 | *老人保健事業の推進 |



これまでの取り組み

高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進し、「2025 年」(平成 37 年)度までに地域包括ケア体制の確立を目指しています。

また、総合事業の展開をとおり、村民一人ひとりの健康状態や経済状況に関わらず、高齢者になっても安心して暮らし続けていくことのできるまちづくりに取り組んできました。

平成 29 年度からは、新たに整備された「みほふれ愛プラザ」を活用した多世代交流や、高齢者施策等に取り組んでおり、今後も幅広い活用が見込まれます。

これからの取り組み

本計画では、これらの取り組みをさらに深化させていくため、高齢者の自立、地域活動、健康づくりといった「個」の活動を支援するとともに、介護負担の軽減や保険料の抑制、円滑な給付と適正化など、行政(保険者)としての役割を果たしていきます。

第3節 高齢者・介護保険施策の動向

(1) 一億総活躍と地域共生社会の構築

① 一億総活躍と介護離職ゼロを目指して

我が国は平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロ」を方針の1つに掲げています。

これにより、主に

1. 介護負担による離職者の減少を目指す
2. 元気な高齢者の活躍を応援（支援）する
3. 高齢者の要介護度の重度化を防止する

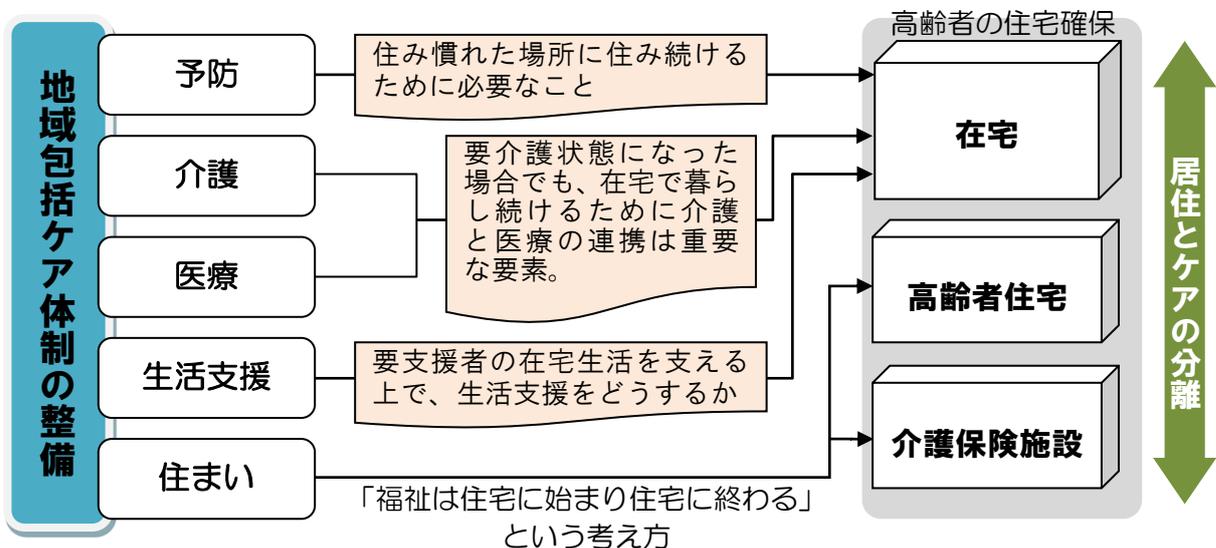
ことが高齢者福祉・介護保険分野において求められており、本計画における施策の重要事項となります。

② 地域共生社会の実現に向けて

厚生労働省は、平成27年9月に、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、新しい地域包括支援体制の確立を核とした共生型の地域社会を目指すこととしています。

この考え方は、「ニッポン一億総活躍プラン」における「地域共生社会の実現」にも関連するものであり、従来の地域包括ケアシステムを発展させたものとして改めて位置づけ、「誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域社会」の構築を目指す必要があります。

■ 地域包括ケア体制と在宅・施設サービスへの比重イメージ図



(2) 介護保険制度見直しの主要論点

① 平成 29 年法改正のポイント

平成 29 年度介護保険制度改正に向けた動向としては、平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、第 7 期計画に盛り込むべき考え方として、次の通り示されています。

■「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進（介護保険法）
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

② 第7期基本指針のポイント

「基本指針」において示された策定の主なポイントは次の通りとなります。

計画策定のキーワードとポイント

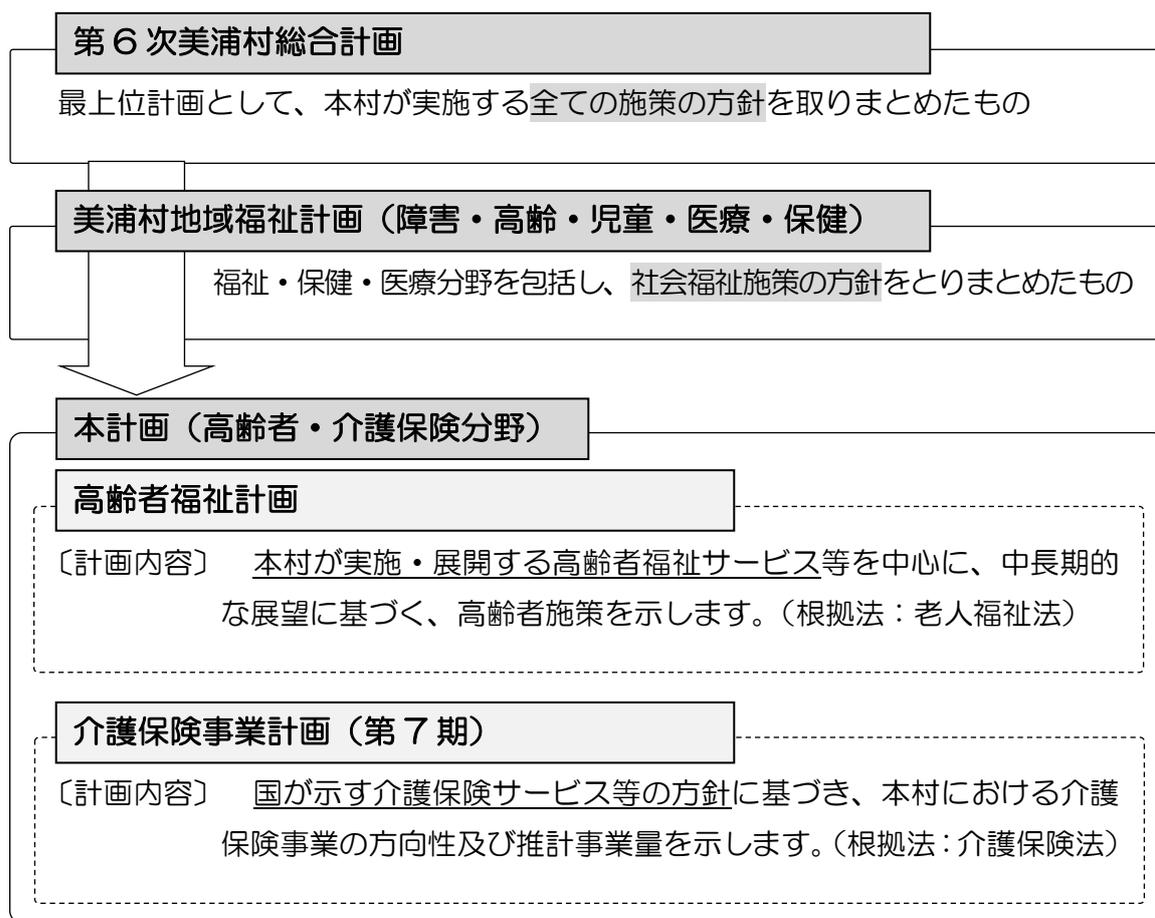
- ① 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
「保険者機能の抜本強化」 ⇒ 地域課題・ニーズの分析
- ② 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
「地域包括ケアシステム」 ⇒ 地域共生として、改めて理念を位置づけ
- ③ 医療計画等との整合性の確保
「医療・介護の連携」 ⇒ 在宅介護の支援方策、介護医療院の位置づけ
- ④ 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
「介護者支援」 ⇒ 地域包括支援センターの相談機能強化、役割の明記
- ⑤ 「介護離職ゼロ」に向けた、サービス基盤の整備
「潜在的ニーズ」 ⇒ サービスの量の見込みに勘案

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

① 上位計画及び関連計画との整合性

本計画の策定における、計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次の通りとなります。



② 計画期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総合計画	第5次		第6次						
地域福祉計画		第1次					第2次		
高齢者福祉計画	第5期		第6期			第7期			
介護保険事業計画	第5期		第6期			第7期			

第2節 計画の策定方法

① 策定の体制

庁内において関係各課との高齢者・介護保険施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、福祉介護課においては現行計画における事業等の実績状況を調書しました。また、次の通り、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

▶ 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（素案の審議）

諮問機関として、本計画の策定にあたり、学識経験のある者、高齢者の保健福祉事業又は活動に携わる者で構成することとし、7回の審議会を開催しました。

▶ 庁内関係部署との調整（施策・事業の調整）

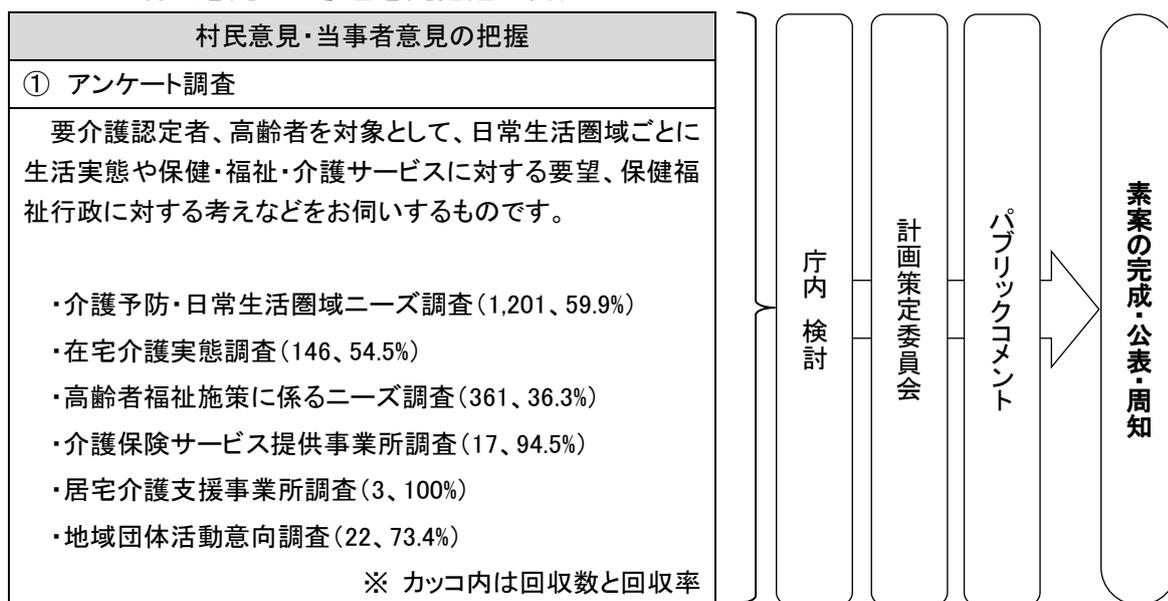
施策・事業に関連性のある庁内部署と適宜調整を行い、各所管計画との整合、高齢者施策の検討等を行いました。

② 村民意見・当事者意見の把握

次の通り、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。

なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

■ 村民意見・当事者意見把握の流れ



第3節 推進体制の確保

(1) 推進体制の構築

① 庁内体制の構築

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係部門や介護保険事業者、医療機関等との連携をさらに深めていきます。

② 進行管理の実施

本計画は、3年後の平成32年度に、次期計画策定に向けて見直すことになっていますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図っていきます。

また、進捗状況等の点検の結果は、年度ごとに「進行管理調書」として取りまとめ、「美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」に報告し、次期計画策定に反映していきます。

③ 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。

また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国県への報告事項とします。

(2) 村民への情報提供と計画への参画

① 村民への情報提供

村広報や村ホームページ、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を村ホームページ等に掲載し、利用者に周知します。

② 計画推進への参画

地域包括支援センター、地域の関係者、医療・介護など他職種協働による地域ケア会議を開催し、地域課題の把握や課題解決を行うとともに、政策課題を明らかにし、施策に反映させるなど、関係者の計画推進への参画を図ります。

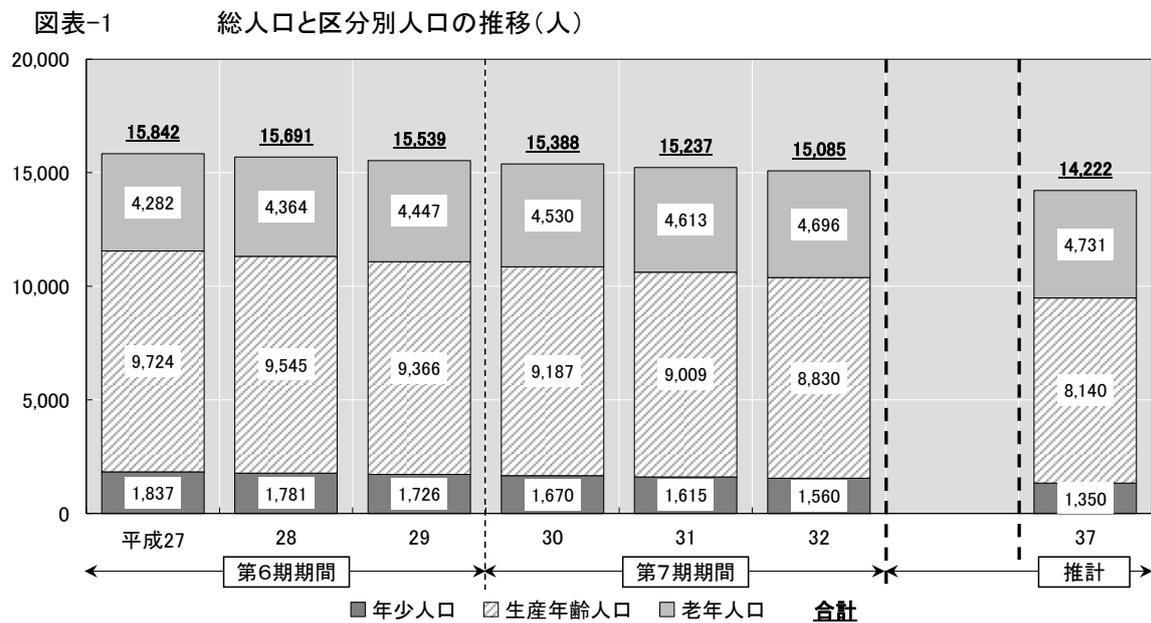
第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る統計

(1) 人口及び高齢者の動態

① 総人口と区分別人口

本村の総人口は、減少傾向にあり、「2025年」(平成37年)には14,222人を見込んでいます。区分別人口ではすべての区分で減少傾向にあります。



出典:(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(推計)「見える化」システム

なお、区分別人口割合では、近年の推移の中において、老年人口割合の上昇と、生産年齢人口割合と年少人口割合の減少が続いており、「2025年」(平成37年)には高齢者が人口の約30%を占める見込みとなっています。

図表-2 区分別人口の構成割合の推移

区分	第6期			第7期			推計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
年少人口	11.6	11.4	11.1	10.9	10.6	10.3	9.5
生産年齢人口	61.4	60.8	60.3	59.7	59.1	58.5	57.2
老年人口	27.0	27.8	28.6	29.4	30.3	31.1	33.3

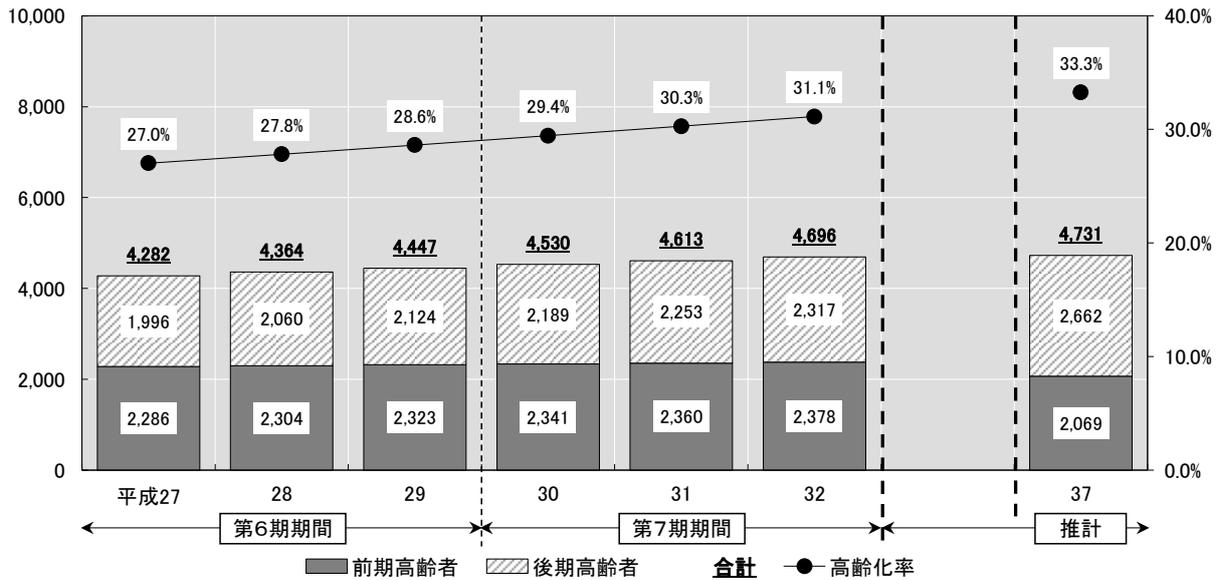
出典:(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(推計)「見える化」システム

② 高齢者人口と高齢化率

高齢者が増加傾向にある中、平成29年では4,447人、高齢化率は28.6%となっており、「2025年」（平成37年）には4,731人、高齢化率は33.3%を見込んでいます。

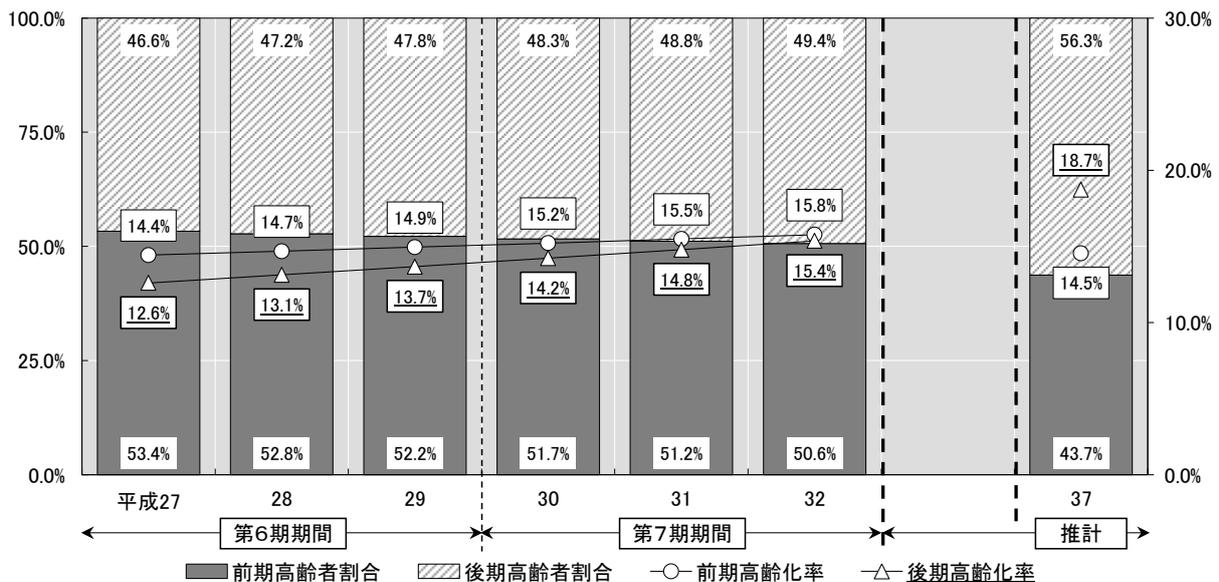
平成27年から平成32年までの高齢者の推移では414人の増加があり、そのうち前期高齢者（65歳～74歳）96人増、後期高齢者（75歳以上）321人増の見込みとなっています。

図表-3 前後期高齢者と高齢化率の推移(人)



出典：(実績)介護保険事業報告、(推計)「見える化」システム

図表-4 前後期高齢者の構成割合及び前後期高齢化率の推移



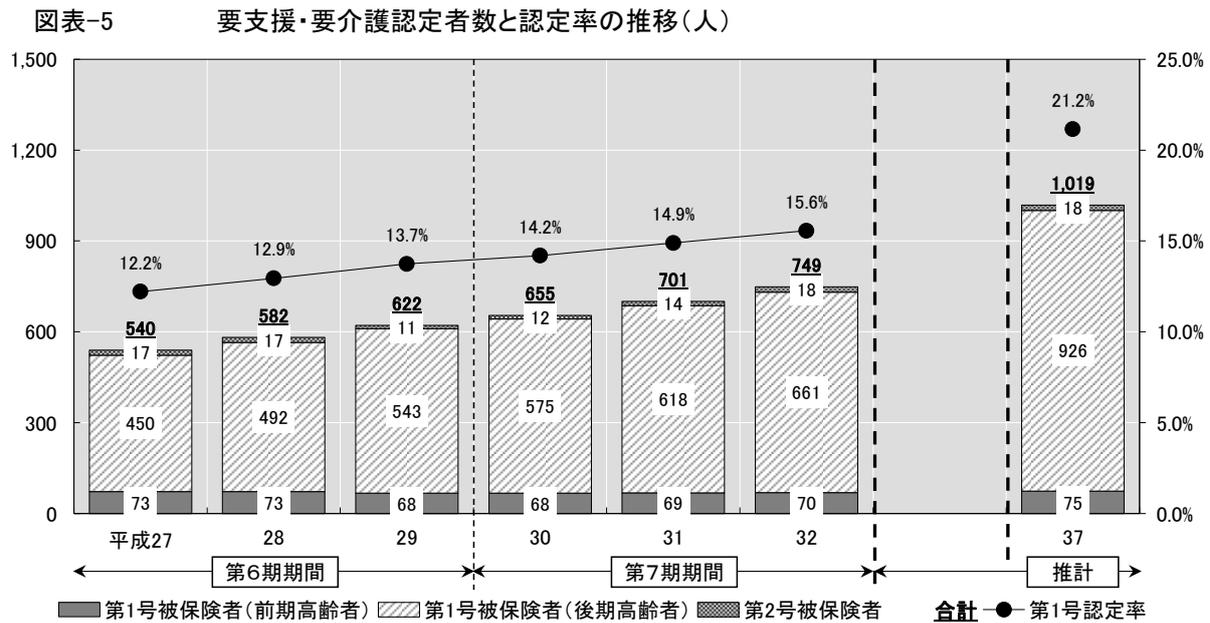
出典：(実績)介護保険事業報告、(推計)「見える化」システム

第2節 要介護認定・給付の実績と推計

(1) 要支援・要介護認定者と認定率推移

本村の要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあり、「2025年」（平成37年）には1,019人となる見込みとなっています。

特に後期高齢者の認定者数は、団塊の世代の動態を受けることで被保険者が急増することに伴い、同じく「2025年」（平成37年）には926人となる見込みとなっています。



本村の要支援・要介護認定者に占める前後期高齢者の割合は、1.5：8.5をほぼ横ばいで推移していますが、後期高齢者の増加に伴い、割合を増減しながら「2025年」（平成37年）には1：9に転じる見込みとなっています。

図表-6 要支援・要介護認定者に占める前後期高齢者割合の推移(%)

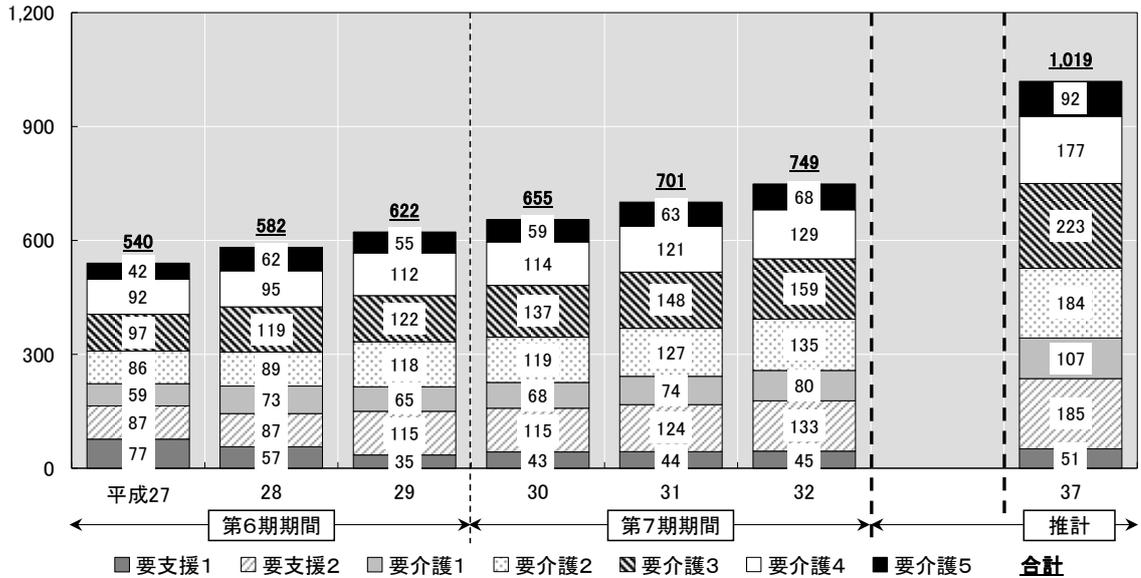
区分	第6期			第7期			推計
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
第1号被保険者	523	565	611	643	687	731	1,001
前期高齢者	14.0	12.9	11.1	10.6	10.0	9.6	7.5
後期高齢者	86.0	87.1	88.9	89.4	90.0	90.4	92.5

出典：(実績)介護保険事業報告、(推計)「見える化」システム

(2) 要支援・要介護認定者及び給付費の推移

本村の認定者数は一貫して増加傾向にあり、平成29年現在では、要介護3が全体の19.6%（122人）で1番多く、軽度（要支援1～要介護2）の認定者が53.5%（333人）を占めています。「2025年」（平成37年）には軽度認定者が51.7%（527人）となる見込みとなっています。

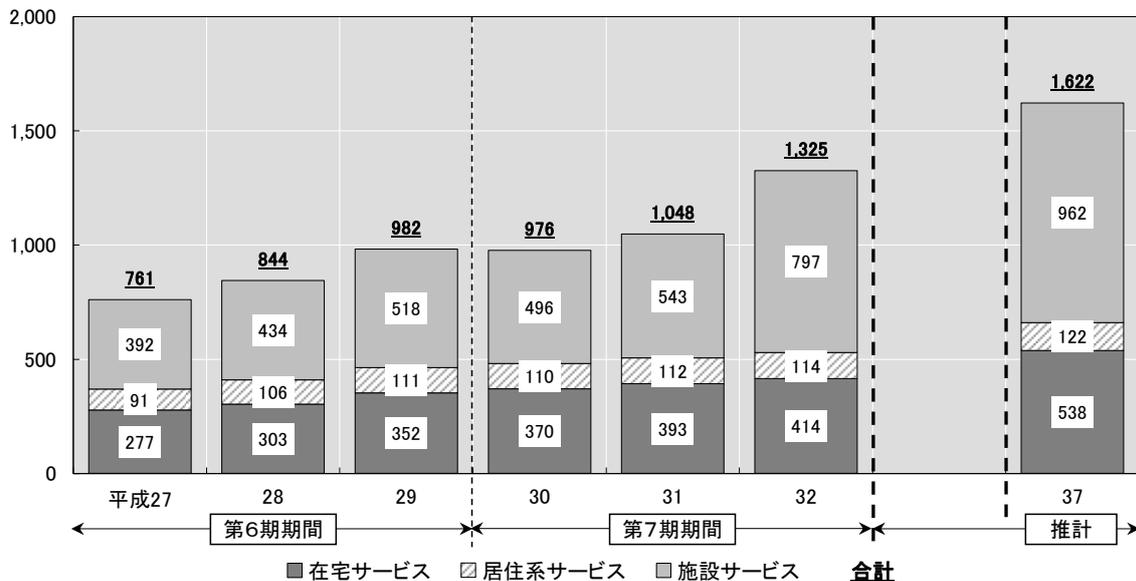
図表-7 要支援・要介護度別認定者数の実績推移(人)



出典：(実績)介護保険事業報告、(推計)「見える化」システム

本村のサービス別給付費の推移は要介護認定者数とともに増加しており、増加額、増加割合ともに施設サービスがそれぞれ大きな増加を示しています。

図表-8 サービス別給付費の実績推移(百万円)



出典：(実績)介護保険事業報告、(推計)「見える化」システム

第3節 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施

本村では、「高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

本調査は、①65歳以上の村民の方、②要介護認定を受けている方、③40～64歳の村民の方を対象として、日常生活圏域ごとに生活実態や福祉・介護サービスに対する要望、行政に対する考えなどをお伺いしています。また、④⑤事業所に対しては、介護サービス提供の現状や課題、労働環境等をお伺いしています。⑥地域団体に対しては、地域活動の現状をお伺いしています。

No.	種 類	対象者	備 考
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・村内在住 65 歳以上の村民 ・そのうち介護保険認定者(要支援認定者)	圏域別人口比率に応じた層化抽出
2	在宅介護実態調査	・村内在住 65 歳以上の村民 ・そのうち施設入所者を除く介護保険認定者 (期間内に認定の更新・区分変更申請に伴う認定調査を行った、居宅にお住まいの方)	圏域別人口比率に応じた層化抽出
3	高齢者福祉施策に係るニーズ調査	・40 歳～64 歳の村民	圏域別人口比率に応じた層化抽出
4	介護保険サービス提供事業所調査	・村内にサービス実績のある事業者	悉皆
5	居宅介護支援事業所調査	・村内にサービス実績のある事業者	悉皆
6	地域団体活動意向調査	・すべての老人クラブ	悉皆

調査区分	対象者	有効回収件数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,004 人	1,201 票	59.9%
②在宅介護実態調査	268 人	146 票	54.5%
③高齢者福祉施策に係るニーズ調査	995 人	361 票	36.3%
④介護保険サービス提供事業所調査	18 事業所	17 票	94.5%
⑤居宅介護支援事業所調査	3 事業所	3 票	100.0%
⑥地域団体活動意向調査	30 団体	22 票	73.4%

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査調査の概要

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」については、見える化システムの活用により、生活機能リスクの割合を、年齢・圏域別に算出することができます。本項では、国の見える化システムを活用した、算出結果のうち、主要な内容を掲載します。

〔調査趣旨〕

日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握する。また、健康づくりや介護予防、高齢者保健福祉サービスの利用意向などを把握し、本計画に反映する。

〔設問概要〕

- 1 あなたのご家族や生活状況について、おたずねします（10問）
- 2 からだを動かすことについて、おたずねします（12問）
- 3 食べることについて、おたずねします（10問）
- 4 毎日の生活について、おたずねします（18問）
- 5 地域での活動について、おたずねします（5問）
- 6 たすけあいについて、おたずねします（8問）
- 7 健康について、おたずねします（8問）
- 8 福祉・介護保険サービスについて、おたずねします（16問）

① 運動器機能リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
村全体(%)	12.7	3.5	9.2	87.3
男性(%)	5.4	1.8	3.6	94.6
女性(%)	7.3	1.7	5.6	92.7

② 栄養改善リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
村全体(%)	4.8	1.9	2.9	95.2
男性(%)	1.5	0.7	0.8	98.5
女性(%)	3.3	1.2	2.1	96.7

③ 咀嚼機能リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
村全体(%)	34.1	15.4	18.6	65.9
男性(%)	17.5	8.4	9.1	82.5
女性(%)	16.5	7	9.5	83.5

④ 閉じこもりリスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
村全体(%)	23.6	9.4	14	76.4
男性(%)	10.2	4.6	5.6	89.8
女性(%)	13.2	4.8	8.4	86.8

⑤ 認知症リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
村全体(%)	42.5	19.9	22.6	57.5
男性(%)	20.1	9.4	10.7	79.9
女性(%)	22.4	10.5	11.9	77.6

⑥ うつリスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
村全体(%)	38.4	20.7	17.5	61.6
男性(%)	19.5	11.2	8.3	80.5
女性(%)	18.7	9.5	9.2	81.3

⑦ IADL が低い高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
村全体(%)	4.6	1.7	2.7	95.4
男性(%)	2.9	1.6	1.3	97.1
女性(%)	1.5	0.1	1.4	98.5

⑧ 転倒リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
村全体(%)	29.8	14.2	15.6	70.2
男性(%)	13.2	6.7	6.5	86.8
女性(%)	16.6	7.5	9.1	83.4

(3) 在宅介護実態調査の結果

「在宅介護実態調査」については、介護保険認定情報との照合により、従来以上の分析の深化が可能となりました。本項では、国の集計ソフトを活用した、集計結果（クロス集計）のうち、主要な内容を掲載します。

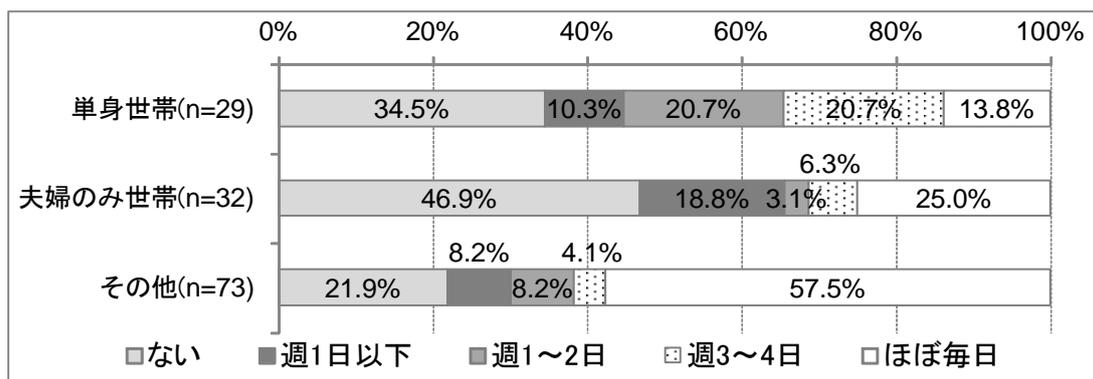
〔調査趣旨〕

「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とし、本計画に反映する。

〔設問概要〕

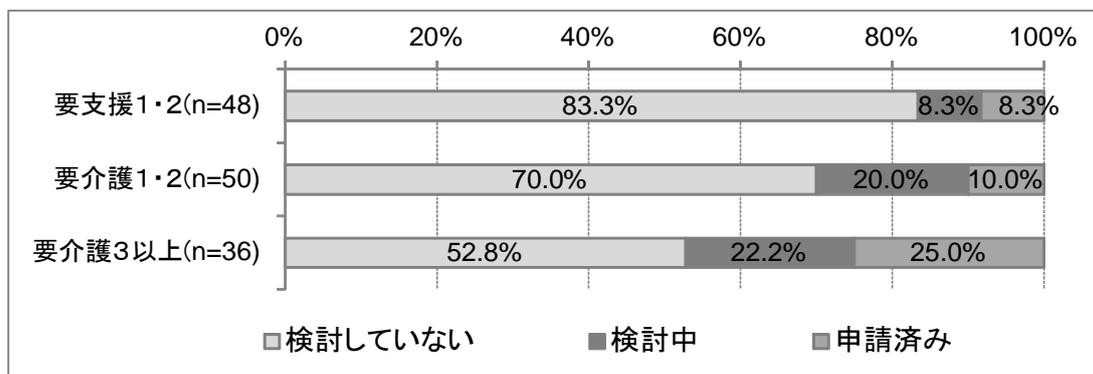
- 1 調査対象者様におたずねします（25問）
- 2 主な介護者の方におたずねします（28問）

① 「世帯類型別」の「家族等による介護の頻度」



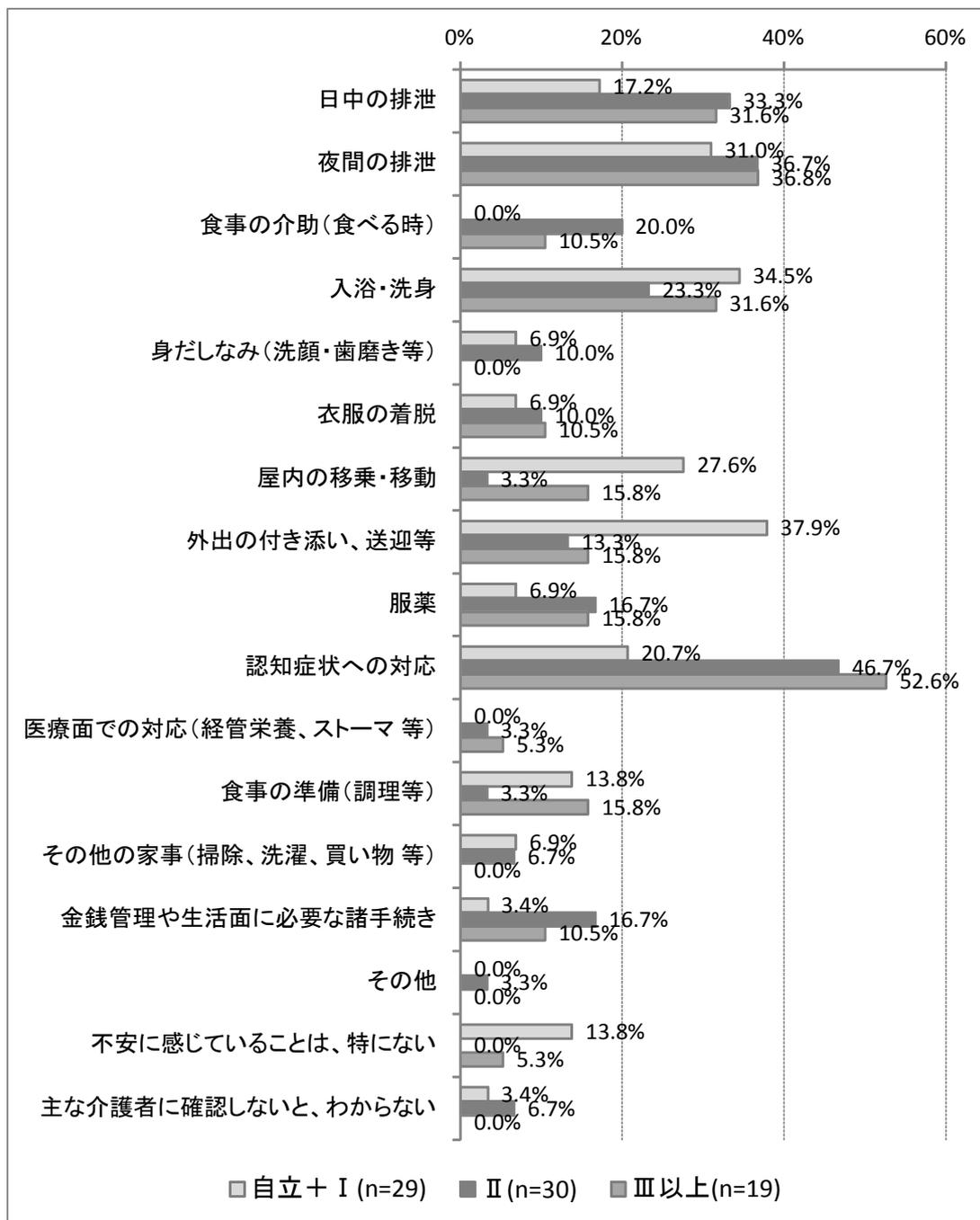
② 施設等検討の状況

■ 要介護度別



③ 認知症自立度の重度化に伴う「主な介護者が不安を感じる介護」の変化

ここでの「主な介護者が不安を感じる介護」とは、「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安を感じる介護等」のことです。ここから、要介護度・認知症自立度別の、主な介護者が不安を感じる介護等を把握することができます。



自立度

自立：認知症ではない

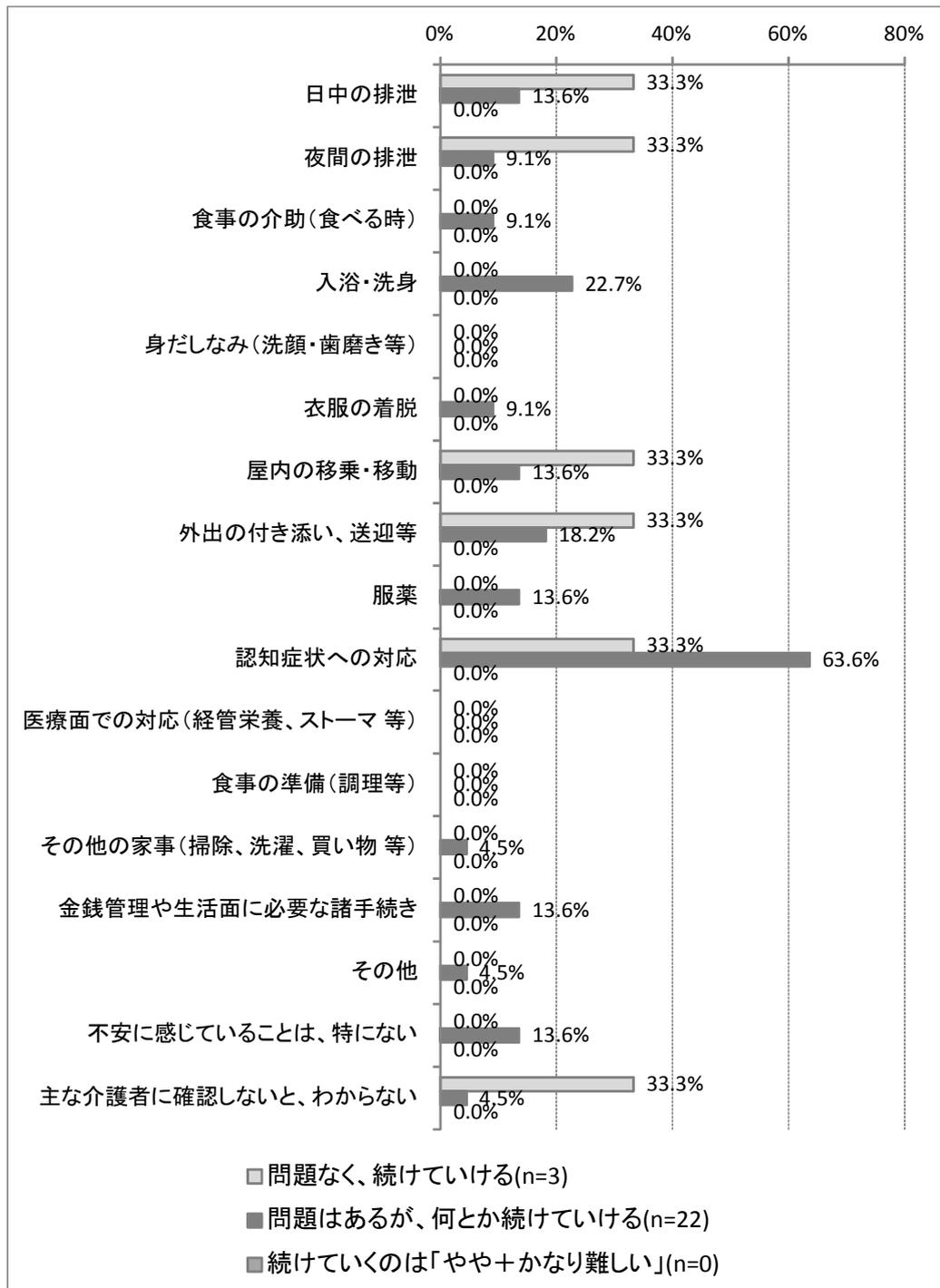
I：認知症の可能性はあるが自立生活が可能

II：認知症であるが自立生活が可能

III以上：認知症重度であり支援・介護が必要

④ 「主な介護者が不安に感じる介護」と「就労継続見込み」の状況

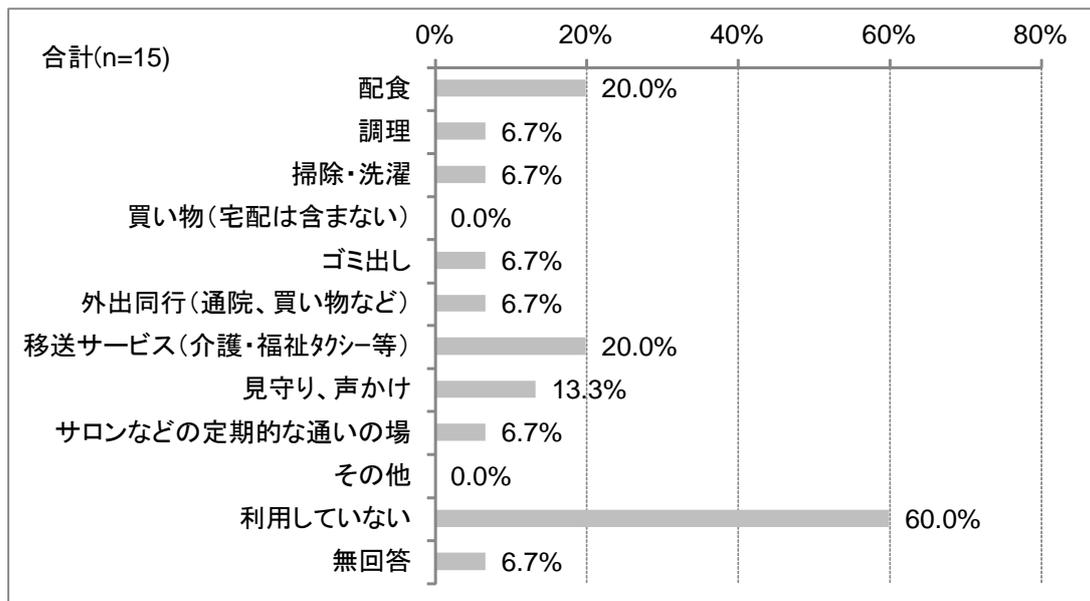
「主な介護者が不安に感じる介護」については、どのような介護等で不安が増加しているかに着目することで、就労継続について、介護者とその可否を判断するポイントとなる介護等を把握することができます。



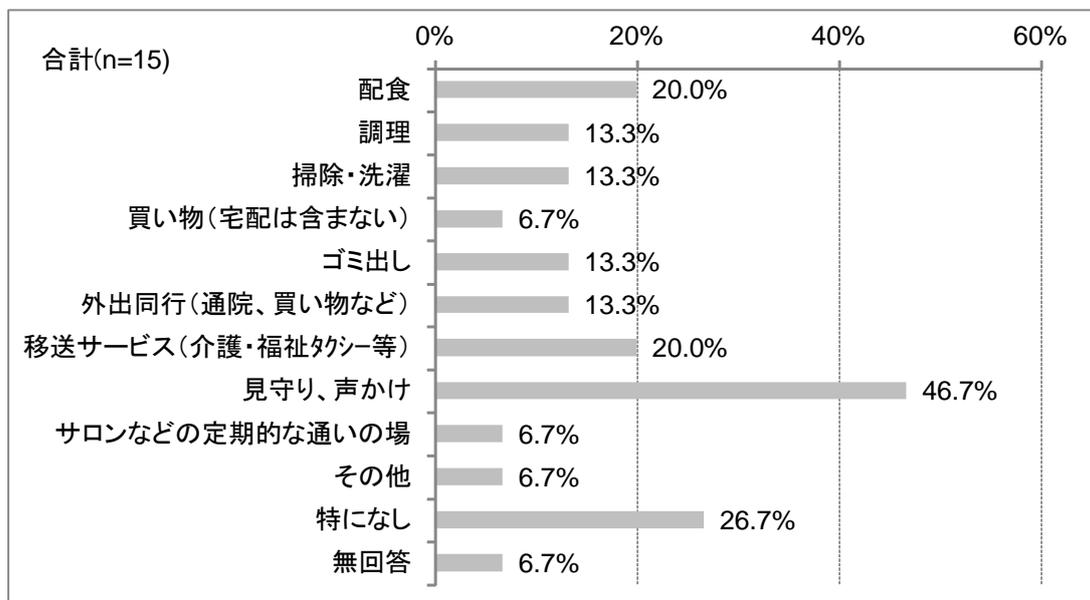
⑤ 就労状況別の、保険外の支援・サービスの利用状況

「利用している保険外の支援・サービス」と、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」の差をみることにより、働いている介護者が必要と感じているが、実際には利用されていない生活支援サービスを把握することができます。

■ 利用している保険外の支援・サービス（フルタイム勤務）

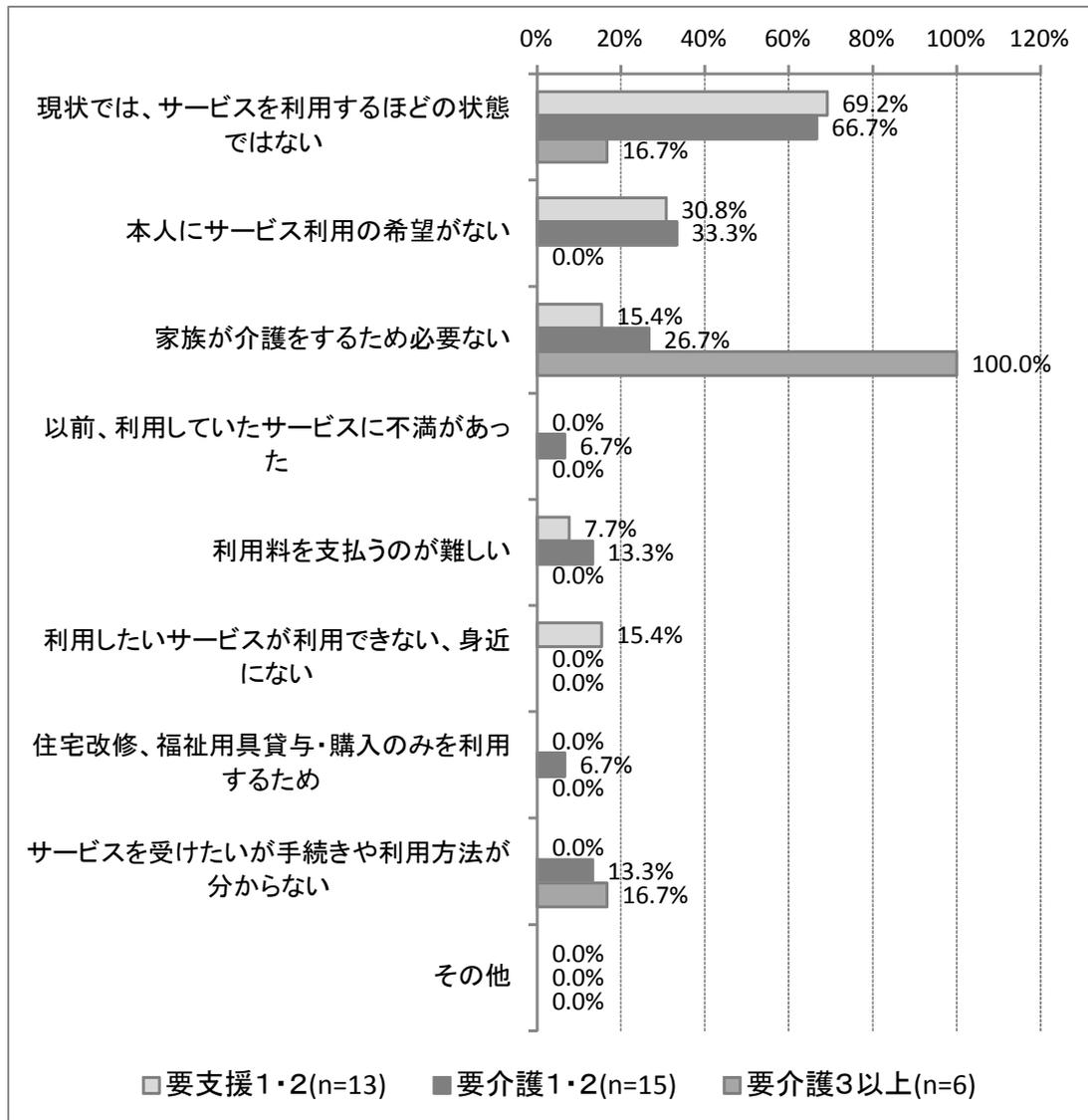


■ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）



⑥ 要介護度別のサービス未利用の理由

支援・サービスの提供体制の構築を含む各種の取組を検討する際に、参考になると考えられるいくつかの集計結果を整理しています。



第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

高齢者人口が年々増加し、全国的な社会課題とされてきた一方で、「元気高齢者」のように就労や社会参加、知的経験への積極的な意欲の向上など、従来からの高齢者像が大きく変化し、我が国としても「高齢者の活躍を促す社会」づくりが求められています。

あわせて、高齢者が元気に活躍できるように、健康の増進や介護予防に自ら取り組み、「高齢者の自立を促す社会」づくりも求められています。

このように高齢者の状況が多様化するなかで、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる一体的な支援が提供される「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、美浦村の体制づくりを支える目標を設定することが求められます。

本村では、計画の改訂に際しては引き続き、第6期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の村民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指します。

〔基本理念〕

「地域で支え合う健康で安心して暮らせる村づくり」

〔基本的な視点・方針〕

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」
「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
に基づいた内容

〔基本目標及び施策の体系〕

基本目標別の施策の展開

基本理念を基本的な考えとして、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現（基本的な視点・方針）を目指し、この計画を推進するための4つの基本目標を定めました。

第2節 基本目標及び施策の体系

(1) 基本目標の設定

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、第6期計画の目標を継承しつつ、介護保険制度改正に適切に対応するため、以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

〔 目標の方針 〕

高齢者の日常生活を支援するためには、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携や、関係機関との協力が不可欠となります。また、自立した生活を促進するために、生活しやすいまちづくりを行い、高齢者の日常生活における障壁を取り除く必要があります。

本村では、老人福祉施設などの社会資源の整備に努めるとともに、高齢者の外出支援を図ります。また、自宅から目的地へ自由に外出できるよう、村内公共施設、道路等のバリアフリー化を推進し、住みよいまちづくりを推進します。

基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

〔 目標の方針 〕

高齢者人口の増加に伴い、元気ある高齢者の割合も増加しており、就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法がわからないために参加できていない高齢者も多くいます。

また、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、いつまでも健康で活発な生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

本村では、地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進するため、安心安全な環境づくりに努め、暮らしやすいまちづくりを行います。また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通じた社会参加を促進します。

基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

〔 目標の方針 〕

加齢による身体機能の低下や認知症を防ぐための「健康づくり」と、要介護の重度化防止を図る「介護予防」の推進は、ともに健康状態や認知機能を悪化させないという目的で一致しており、いつまでも健康で活発な生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

保健・医療部門と連携し、健康増進施策の推進と、介護予防事業の適切な実施を図り、要介護度・自立度の重度化防止を図ります。

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

〔 目標の方針 〕

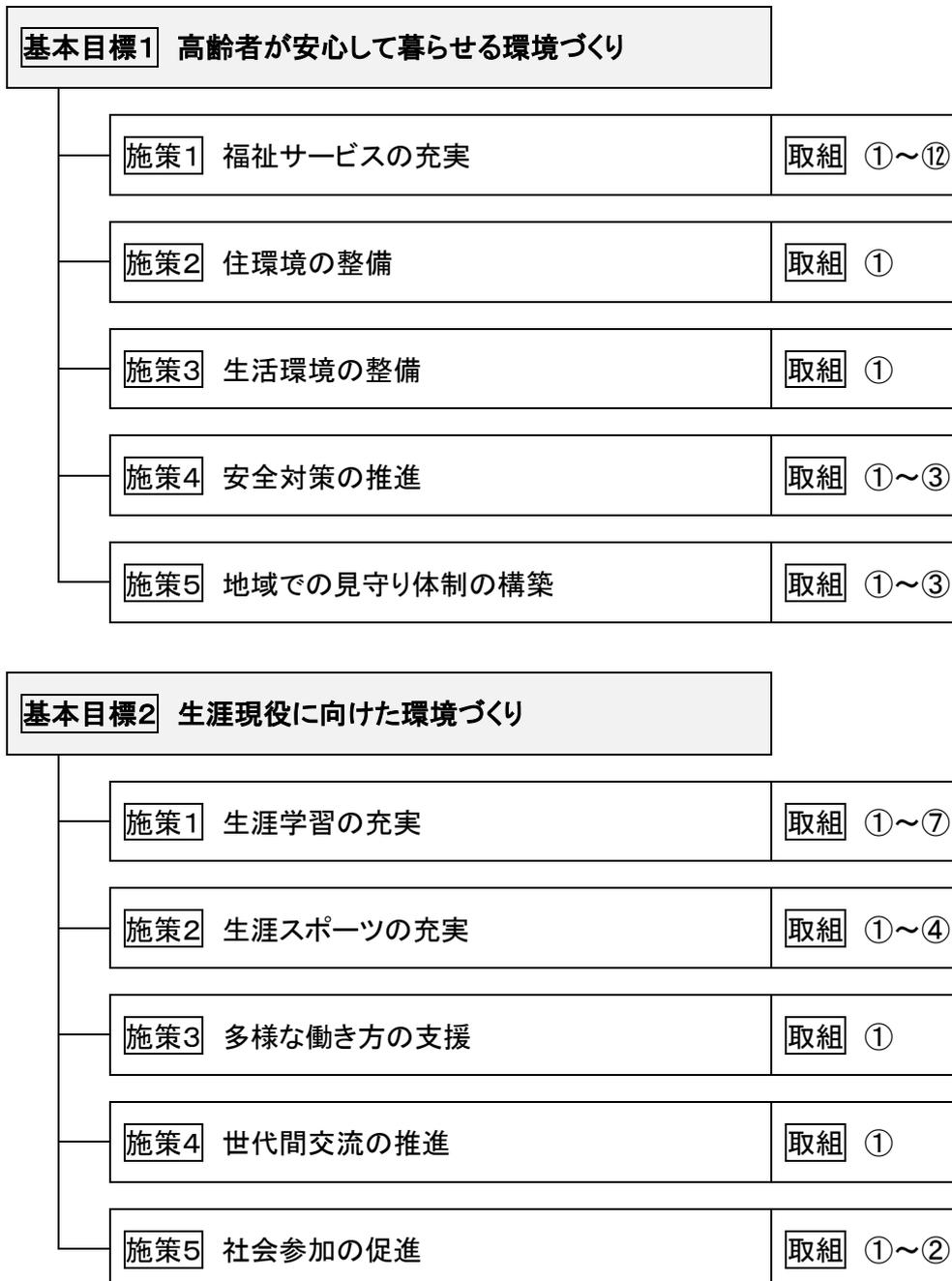
平成12年度より始まった介護保険制度も、度重なる制度改正やサービスの変更等を経ながら、その都度、高齢者をめぐる社会問題に対して取り組みを進めてきました。

新たな介護保険制度においても、医療・介護連携の推進や、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進などの新たな取り組みが始まります。

本村においても、これまでの取り組みを通し、介護サービスの充実と制度の安定的運営に努めてきました。平成30年度からの第7期計画期間においても、引き続き、介護保険制度の円滑な運営を図り、事業の適切な実施及びサービス提供体制の強化を図ります。

(2) 計画の体系

本計画を構成する施策の体系は、次の通りとなります。





第3節 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。

そして、その圏域ごとに、「地域包括支援センター」を基盤とした地域密着型サービスなどを整備し、そのサービスの見込み量を設定する必要があります。

(2) 日常生活圏域の設定

本村の地域性や諸条件に基づき、本計画期間においても第5期、第6期計画から引き続き、村内を1つの日常生活圏域に区分することとします。

なお、地域包括支援センターの設置数については、第7期計画期間は現状と同じ体制を基本とし、今後の事業状況等を踏まえながら地域包括支援センター運営協議会にて協議を行い検討していきます。

■ 日常生活圏域を一つに設定する理由

- 村の人口が2万人以下と少ないこと。(国においては人口2万人～3万人程度に1圏域の設定を想定している。)
- 行政が地区単位(木原・安中・大谷)の政策を行っていない。
- 仮に、複数圏域を設定したとしても、圏域ごとに地域密着型サービスや施設などを整備していかななくてはならないため、財政的に困難である。

〈各論1〉

第1章	高齢者が安心して暮らせる環境づくり……………	30
第2章	生涯現役に向けた環境づくり……………	44
第3章	介護予防・日常生活支援総合事業の充実……………	56
第4章	介護サービスの充実と制度の安定的運営……………	76

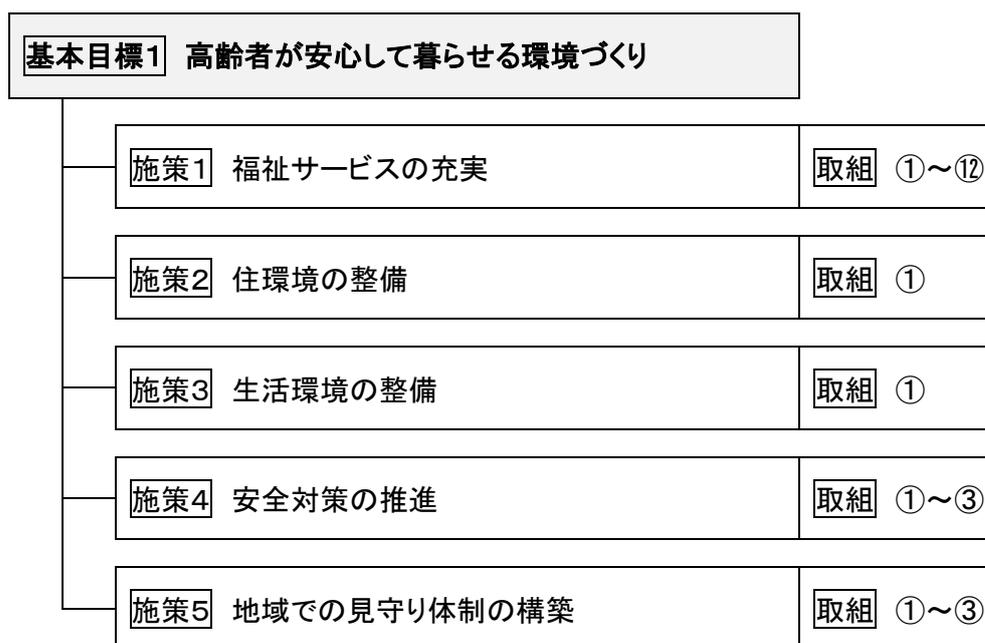
基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

(1) 目標の方針

高齢者の日常生活を支援するためには、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携や、関係機関との協力が不可欠となります。また、自立した生活を促進するために、生活しやすいまちづくりを行い、高齢者の日常生活における障壁を取り除く必要があります。

本村では、老人福祉施設などの社会資源の整備に努めるとともに、高齢者の外出支援を図ります。また、自宅から目的地へ自由に外出できるよう、村内公共施設、道路等のバリアフリー化を推進し、住みよいまちづくりを推進します。

(2) 目標の体系



施策1 福祉サービスの充実

〔 施策の方針 〕

少子高齢化が進み、高齢者が生きがいを持って暮らすこと、できる限り要介護状態にならないようにすることが課題であり、高齢者が自立した生活を送るために必要な支援を行うことが必要とされています。村では、社会福祉協議会を始めとする関係機関と連携し、介護保険の対象外となるサービスの充実に努めていきます。

① 生活管理指導事業

施策概要と現状

基本的な生活習慣が欠如していて、社会的適応が困難な方を短期間宿泊させることにより、生活習慣の訓練及び体調調整を図ります（6か月に7日程度）。実績がありませんでしたが、このサービスは、日常生活に対する支援を行うことで介護予防の効果が期待されていることから、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

今後の方向性

地域支援事業との連携を図りながら、介護予防につながるサービスが提供できるように努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用実人数(人)	0	0	0	1	1	1
利用延日数(日)	0	0	0	7	7	7

※ 平成29年度は見込み値。

② 軽度生活援助事業

施策概要と現状

ひとり暮らしの在宅高齢者等に、生活援助をするためホームヘルパーを派遣します。

【サービス】週1回（1回あたり1時間程度）

【利用料】所得により個人負担あり（0円～600円）

サービスの適切な利用を促進し、要支援・要介護状態への進行を防止します。また、サービス提供については介護保険制度との整合性を図りながら、必要な対象者へ確実なサービスが提供できるように努めます。

今後の方向性

平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、生活援助が必要な在宅高齢者については、事業対象者として訪問介護を利用することも可能ですが、介護保険制度との整合性を図りながら、必要な対象者へ確実なサービスが提供できるように努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用実人数(人)	0	0	0	1	2	2
利用延日数(日)	0	0	0	52	104	104

※ 平成29年度は見込み値。

③ 高齢者日常生活用具給付事業

施策概要と現状

要支援高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に電磁調理器・自動消火器具等を給付し、日常生活の便宜を図ります。ここ数年、利用実績はないため、事業の周知を図り、利用を促進していく必要があります。

今後の方向性

事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用実人数(人)	0	0	0	1	1	1

※ 平成 29 年度は見込み値。

④ 介護支援用具給付事業

施策概要と現状

要介護高齢者に対し、日常生活の便宜と介護の負担軽減を図るため食事介助用具・空気清浄機等を給付し、介護の負担軽減を図ります。ここ数年、利用実績はないため、事業の周知を図り、利用を促進していく必要があります。

今後の方向性

事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用実人数(人)	0	0	0	1	1	1

※ 平成 29 年度は見込み値。

⑤ ひとり暮らし高齢者配食サービス

施策概要と現状

おおむね 70 歳以上の見守りが必要なひとり暮らし高齢者に、ボランティア団体が月 2 回夕食のお弁当を作り、安否確認を兼ねてボランティア、民生委員等が自宅まで届けます。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者の食生活改善と健康増進及び安否確認になることから、今後も民生委員・児童委員、ボランティアの協力を得ながら高齢者を地域で支える体制作りを支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
延配食数(回)	1,094	976	915	920	930	940

※ 平成 29 年度は見込み値。

⑥ ステッキカー購入費助成

施策概要と現状

高齢者及び身体障がい者に対し、歩行を確保するために購入したステッキカーの費用の一部を助成します。

【助成金額】3,000円（領収書添付の上、申請書提出）

今後の方向性

今後とも事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」などを活用して事業の周知を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人)	3	2	3	5	5	5

※ 平成29年度は見込み値。

⑦ 緊急通報装置の設置

施策概要と現状

ひとり暮らし高齢者、病弱な高齢者2人で構成される世帯の住宅に緊急時に通報できる通報装置を設置し、生活安全確保、不安の軽減を図るサービスです。

※NTT固定回線のみ設置可能

今後の方向性

緊急通報装置の設置が必要な高齢者を把握するため、今後も、民生委員・児童委員などとの連携を深めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用実人数(人)	71	72	79	85	88	90

※ 平成29年度は見込み値。

⑧ ひとり暮らし老人愛の定期便

施策概要と現状

70歳以上のひとり暮らし高齢者に、乳製品を定期的に配布しながら、安否確認も併せて行い、孤独感の解消を図ります。

今後の方向性

「広報みほ」などを活用して事業の周知を図るとともに、民生委員・児童委員、ボランティアの協力を得ながら高齢者を地域で支える体制づくりを支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用実人数(人)	12	15	13	15	15	15

※ 平成29年度は見込み値。

⑨ 福祉タクシー利用料金助成

施策概要と現状

介護認定者、身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A・A)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)を所持する方にタクシー料金の一部を助成します。

※自動車税減免を受けている方は除きます。

【助成金額】初乗り運賃相当額 年間48回分

今後の方向性

事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」やホームページなどを活用して事業の周知を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人)	32	51	50	52	54	56

※ 平成29年度は見込み値。

⑩ 高齢者在宅福祉助成金

施策概要と現状

高齢者及び身体障害者手帳または療育手帳を所持する方の在宅生活の便宜を図るため、環境改善のための器具購入、住宅の一部改修に対し助成します。

【助成回数】年度内に1世帯1回

【限度額】50,000円

今後の方向性

今後とも事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」などを活用して事業の周知を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人)	0	3	3	4	4	4

※ 平成29年度は見込み値。

⑪ 養護老人ホーム

施策概要と現状

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、自宅において生活することが困難な高齢者や、住宅に困窮しているおおむね65歳以上の高齢者を村の措置により養護する施設です。

本村には、養護老人ホームはありませんが、近隣市町の施設の利用により入居者の需要に対応しています。

今後の方向性

今後も、在宅での生活が困難な高齢者の増加が予測されることから、近隣市町との調整を図りながら入所措置を円滑に進めるとともに、必要な入所定員の確保についても広域的な対応を検討していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人)	4	3	2	3	3	3

※ 平成29年度は見込み値。

⑫ 老人福祉センター

施策概要と現状

老人福祉センターは、地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、高齢者が健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等に利用できる施設です。

本村には、老人福祉センターが1か所あり、村内在住の60歳以上の方や老人クラブ等の団体に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーションの実施など生きがいの場を提供しています。

今後の方向性

今後も、老人クラブ等の団体の各種教養、趣味講座や教室の場として活用されることを始めとして、高齢者の社会参加活動や生きがいづくりの場として有効に活用されるよう、村内に在住する60歳以上の高齢者に利用促進を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
延利用団体数	512	555	570	580	590	600

※ 平成29年度は見込み値。

施策2 住環境の整備

〔 施策の方針 〕

高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の状況に応じた住まいを確保することが必要です。また、公共施設において高齢者が活動しやすい設備を整備します。

① 高齢者にやさしい住宅環境の充実

施策概要と現状

近年、悪質なリフォーム業者によるトラブルが増えていることから、住宅改修をする際は、事前にケアマネジャーや村に相談するよう利用者に周知していく必要があります。

今後の方向性

高齢者の生活の場が暮らしやすい福祉的配慮のある住まいとなるように、介護保険の住宅改修について利用を促進します。

そこで、「広報みほ」やパンフレット、村のホームページなどを通じて高齢者に配慮した住宅や住宅改修に関する情報を提供します。

施策3 生活環境の整備

〔 施策の方針 〕

高齢者などが快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、国の「高齢者、障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や県の「茨城県人にやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者をはじめ、すべての人が利用しやすい公共施設や道路、交通機関などの整備を行っています。

① 高齢者にやさしいまちづくりの推進

施策概要と現状

施設の入り口やトイレなどが、すべての人にとって、利用しやすい設計にはなっていない状況がみられ、公共施設、道路、公園などのバリアフリー化やユニバーサルデザインによる村づくりが必要となります。そのため、高齢者などが多く利用する日常生活道路について、車歩道の分離や拡幅などの整備、反射鏡やガードレールの設置、側溝の整備などを推進していきます。

今後の方向性

引き続き、これから新設や改修する公共施設については、県条例に基づき手すりやスロープの設置など、福祉的配慮のある整備を推進します。

施策4 安全対策の推進

〔 施策の方針 〕

社会経済活動が複雑化するなか、高齢者が災害や犯罪の被害にあう危険性が高まっています。そのような被害から高齢者を守るため、地域全体で支援していく体制の整備を進めていきます。

① 交通安全対策の推進

施策概要と現状

高齢者の交通事故が多発していることから、交通安全指導の強化、道路の整備が必要となります。稲敷警察署管内で行う、交通安全ルールを取り入れた自転車競技大会や輪投げ大会への参加を通じて、高齢者の交通安全に対する意識を高めます。また、カーブミラーや街灯を設置し、交通事故防止に努めています。

今後の方向性

交通安全推進員、交通安全母の会や安全運転管理者協議会など関係機関と連携しながら、交通安全を組織的・継続的に展開していきます。

また、広報紙やチラシ、交通安全キャンペーンを実施することで交通安全の普及・啓発に努めます。

② 防犯対策の推進

施策概要と現状

「広報みほ」やポスターなどを活用した広報・啓発活動を推進し、村消費生活センターとの協力・連携により被害拡大の防止に努めています。介護予防教室開催時に、同センター相談員によるミニ講座を開催しています。

今後の方向性

広報啓発活動により、高齢者の被害防止に努め、地域の中で声をかけ合ったり、安否を確認することで、高齢者がいつも見守られ安心して暮らせる体制を整備します。

③ 防災対策の推進

施策概要と現状

人々の災害への不安は増大しています。特に寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者の避難や救助に関しては地域住民の力が重要になります。

今後高齢化の進行に合わせて、自力避難が困難な高齢者が増加することが予想され、本村においても地域による住民同士の助け合いを中心とした避難行動要支援者登録制度を定め、体制の整備を進めています。

今後の方向性

「広報みほ」やパンフレットなどによる啓発を行うとともに、特にひとり暮らしの高齢者や在宅の要介護者要支援者がいる家庭については、民生委員・児童委員など地域住民との協力体制づくりの推進を図ります。

今後も、ひとり暮らしや日中は一人で過ごすという高齢者の増加が見込まれるなか、災害発生時の避難に対し不安を持つ方、支援が必要な方への避難行動要支援者登録制度の周知を図り、登録を促すとともに、制度の充実に取り組む必要があります。

施策5 地域での見守り体制の構築

〔 施策の方針 〕

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で支援を必要とする高齢者が、一人ひとりの心身状態に見合った生活支援サービスを受けながら、地域の関係者の協力・連携による見守りにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる状態を目指していきます。

① 民生委員・児童委員

施策概要と現状

民生委員・児童委員は、ひとり暮らし高齢者などを訪問し、地域住民の情報を共有、連携しながら高齢者が地域で安心して暮らしていけるように身守りを行っています。

今後の方向性

民生委員・児童委員活動を通じて、地域において住民の立場に立ち、安心して暮らせるよう支援を行い、地域における総合的な支援を行うネットワークの担い手として大きな期待が寄せられています。

そのため、村民の理解と協力を得るとともに、地域の保健福祉活動に必要な人材の確保に努めます。

② ボランティア活動の推進

施策概要と現状

従来、地域における問題は地域住民の協力により解決していくという「助け合い・支え合い」の意識が強く根付いていました。しかし、現在では少子化や核家族化の進展とともに、地域共同体としての意識や機能が衰退しつつあります。そのため、地域住民の支え合いによる連携体制の強化が求められており、その担い手であるボランティア活動に対する関心が一層高まっています。

本村では、社会福祉協議会が中心となってボランティアの養成、募集などを行っており、福祉をはじめさまざまな分野で多くのボランティアが活躍しています。

今後の方向性

今後とも社会福祉協議会を主体として、①ボランティア活動を行いたい人と受けたい人をつなぐボランティアコーディネート機能や、②ボランティアグループ間の情報交換や有機的な組織作りを支援するボランティアネットワーク機能の充実を図り、村民の主体的・自発的活動を支援していきます。

また、シルバーボランティア（高齢者によるボランティア）の活動を推進し、その活用を図り、地域全体で高齢者を見守るネットワークの確立をめざします。

さらに、村民の需要と供給を結びつけ、地域の支え合い活動をさらに推進していくために「有償サービス」の創設を検討していきます。

③ NPO活動の促進

施策概要と現状

NPOとは、Nonprofit Organization という英語の略称であり、日本語に直訳すると、「非営利組織」となります。この場合の「非営利」とは利益がでた場合に内部で分配しないことを示しており、利潤を追求するのではなく、社会的な使命をもった組織です。

近年、NPO法人の活動が活発に行われており、地域の福祉の活性化のために、大きな期待がよせられています。本村には現在活動しているNPO法人はありませんが、さまざまな福祉サービスの担い手として体制を整備していく必要があります。

今後の方向性

単身世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者も増加する中、生活支援の必要性が増加し、NPOなどの多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要となり、ボランティアをはじめ、NPO法人の活動を促進していきます。

基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

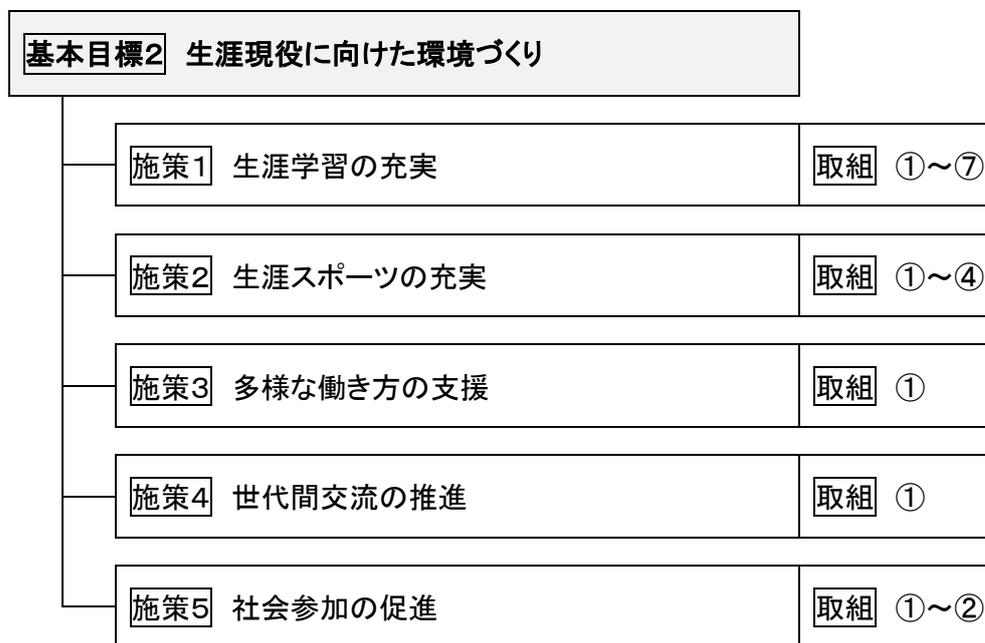
(1) 目標の方針

高齢者人口の増加に伴い、元気ある高齢者の割合も増加しており、就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法がわからないために参加できていない高齢者も多くいます。

また、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、いつまでも健康で活発な生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

本村では、地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進するため、安心安全な環境づくりに努め、暮らしやすいまちづくりを行います。また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通じた社会参加を促進します。

(2) 目標の体系



施策1 生涯学習の充実

〔 施策の方針 〕

高齢者が時間を有効利用して、一人ひとりの意欲や能力に応じて学習していくことは、生きがいづくり、健康づくりにつながります。高齢者が生きがいを持って暮らしていくため、多様な生きがいづくりや交流、仲間づくり等の支援をめざして、生涯学習推進体制を拡充していきます。

① 生涯学習組織の推進

施策概要と現状

本村では中央公民館（生涯学習課）を拠点として各種講座、教室、イベントなどを開催しており、そのなかで自主的な活動が活発に行われています。

高齢化の進展とともに、高齢者のライフスタイルや価値観も多様化しています。今後は、さまざまな高齢者のニーズや趣向に応じた活動を検討していく必要があります。

今後の方向性

生涯学習の体系は、家庭教育、学校教育、社会教育の相互の連携、補完をもとに個人、家庭、地域など社会の生活領域全般にわたっています。教育に関連する行政機関や団体などの事業など総合的にネットワーク化を進めるとともに、高齢者が求める学習条件を整えるため、生涯学習推進組織の整備・充実を図ります。また、高齢者の多様なニーズに対応した趣味活動を広めていくため、活動内容を工夫していくなど参加しやすい体制をつくり、生涯学習の活性化を推進していきます。

② 学習情報の提供と相談体制の整備

施策概要と現状

高齢者の意識や価値観が多様化し、主体的に自己確立をめざす機運が高まっています。

本村では高齢者を対象として精神生活を豊かにし、社会への円滑な対応を図ることができるような学習機会の提供や、健康で生きがいのある暮らしを支援しています。生涯学習のきっかけづくりとして、「みほ文化講座」をはじめとする各種の講座を拡充し、学習者の知識・技術の向上及び社会参加の促進に努めています。

学習情報は、「広報みほ」のほか文化活動の中心となっている中央公民館や社会教育施設などで提供されています。中央公民館においては、学習相談を随時行っており、多様化する学習ニーズに対応できる相談体制の充実を図っています。

今後の方向性

高齢者の自主学習意欲を高め、積極的に生涯学習活動に参加できるよう、学習相談と組み合わせて情報や資料の提供に努めます。また、高齢者の多種多様な学習要求に対応するための学習課題を取り上げ、学習者の立場や要求を考慮した学習機会を提供するとともに、誰もが生涯学習に取り組むことのできる環境づくりに努めます。

高齢者の学習意欲は年々高まっており、それに伴って学習内容も多様化していることから、さまざまな情報を高齢者に適切に提供するため、総合的な相談窓口の充実を図ります。また、さまざまな活動に高齢者が参加していけるよう、「広報みほ」や村のホームページなどを通じて周知を図ります。

③ 学習機会の充実

施策概要と現状

高齢者が「90歳までの社会力育て」をめざして、生き生きと楽しく生活していくために、高齢者の一人ひとりの意欲や能力、適性に応じて気軽に学習できる機会を提供することが必要になります。また、急速な時代の変化により、高齢者のライフスタイルや価値観が多様化しています。こうした社会の変化に対応していくためにも、高齢者の趣向に応じて既存の講座内容を見直すなど、高齢者のもつ豊かな知識や経験を生かせる機会を提供していく必要があります。

本村では高齢者を対象とした学習機会の場として、高齢者学級「美浦大学」を年10回開催しています。また、専門的な知識を学ぶコースとして「ふるさと野鳥ゼミナール」と「ふるさと野草ゼミナール」を統合して「自然観察会」を年9回開催しています。高齢者の学習意欲は高まっており、専門分野のさらなる拡充が必要となります。

今後の方向性

時代の変化に対応した高齢者の生きがいづくりのため、各種講座の開発に努めるとともに、高齢者のもつ豊かな知識や経験が生かせる機会と活動場所の拡充をめざします。

今後は高齢者の学習意欲をさらに高揚させるよう美浦大学受講経験者の団体支援などをしていきます。

④ 団体グループの育成

施策概要と現状

高齢化や核家族化の進行などに伴い、地域との結びつきが弱くなっています。そのため、団体やグループでの社会参加活動を通して、小さな単位での仲間づくりを進めていくことが求められています。

現在、「美浦村文化協会」には42団体が加盟、また公民館登録同好会には44団体が登録しており、同じ趣味をもった仲間同士が集まり、さまざまな活動を行っています。

本村では上記登録団体に、公民館などの使用料を減額するなど活動の支援を継続的に行っていきます。

今後の方向性

芸術文化活動の情報収集と提供及び各文化団体の育成・援助に努めます。村内の文化団体相互の連絡協調を図り、個々の文化活動を振興し、村民文化の向上を図ります。

活動参加のための広報啓発活動や学習活動が地域活動に結びつく体制づくりを支援するとともに、学習成果の発表の場を提供するなど活動の活性化を図ります。また、団体・グループ相互の情報交換や交流を推進し、意識の高揚を図ります。

⑤ 指導者・リーダーの育成

施策概要と現状

生涯学習活動の活性化を促進するためには、指導者・リーダーの存在が必要であることから、学習活動推進の核となる指導者の育成、援助に努めています。平成17年度より個人、サークル、企業、公共機関、行政職員が講師となる「美浦村まちづくり出前講座」を設置し、多種多様な特技や知識を兼ね備えている高齢者の協力を得て、指導者・リーダーの養成を図っています。

今後の方向性

学習内容の多様化・高度化に対応した指導者の養成と職員のさらなる資質の向上を図るために研修体制の充実を図り、有志の指導者を養成していきます。

また、高齢者が自らの発想と行動力で学習できる環境を整備するとともに、さまざまな活動を先導するリーダーの育成に努めます。

さらに、高齢者が長年の人生で培ってきた、さまざまな技術を活用してもらうために、「まちづくり出前講座」の登録を勧め、公民館や地区サークルの指導者として、また学校のゲストティーチャーとして活躍してもらうよう呼びかけていきます。

今後、多様化する学習要求に応えるためには、行政による生涯学習の推進はもとより、生涯学習ボランティアの活用が重要となります。そのため、生涯学習ボランティアの養成、拡充を図ります。

⑥ 学習施設の整備と有効利用の促進

施策概要と現状

学習施設としては、中央公民館、木原地区多目的集会施設、安中地区多目的研修集会施設、美浦村文化財センターなどの社会教育施設が利用されています。

その中心的な役割を果たしている施設が中央公民館であり、社会教育施設以外の施設との連携により、学習しやすい環境の整備を検討する必要があります。

今後の方向性

生涯学習活動を効果的に推進するため、地域に根ざした活動の展開による地域社会の形成という観点から、村民の身近な施設としての社会教育施設の整備に努めるとともに、村民の要求に応えるため、それぞれの地域の実態を考慮した学習プログラムの開発に努めます。

また、高齢者が学びたい時に自由に学べるように、生涯学習の拠点として、社会教育施設、学校、スポーツ・レクリエーション施設、保健福祉施設、地区公民館などとの連携を図り、高齢者が学習の場として利用しやすい環境づくりを推進します。

⑦ 老人クラブの充実

施策概要と現状

老人クラブは、おおむね 60 歳以上の高齢者を対象とした自主的な活動組織で、同一小地域に居住する方によって組織されます。クラブごとに教養の向上や健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流などさまざまな活動に取り組んでいます。

村内小学校児童の下校時の見守りやひとり暮らし高齢者の見守りを実施するなど地域貢献も果たしています。

近年、会員の高年齢化や、若年会員の加入減少により、会員の確保が課題となっています。

今後の方向性

今後とも、社会福祉協議会と連携をとりながら、老人クラブ活動への支援を行い、活動の活性化を図ります。

また、支部長クラスへの働きかけを行い、リーダーの育成にも努めていきます。

施策2 生涯スポーツの充実

〔 施策の方針 〕

スポーツは心身の健康を増進させるだけでなく、仲間との交流を深めることで、喜びや生きがいにもつながる重要な役割を果たします。高齢者がそれぞれの体力や年齢、目的などに応じて、楽しむことができる生涯スポーツ活動などの普及、支援を図るとともに、スポーツ関係団体の主体的な活動を支援し、生涯スポーツ推進体制の強化を図ります。

① スポーツ・レクリエーション活動の普及・充実

施策概要と現状

本村では、一般の方を対象としてウォーキング教室、ふれあいハイキングなどを開催するとともに、ゲートボール、グラウンドゴルフなど、高齢者が中心となるニュースポーツなどのサークルが数多く活動しています。

また、地域間の交流を深めるため、茨城県社会福祉協議会が主催する「いばらきねんりんスポーツ大会」の、ゲートボール、輪投げ、グラウンドゴルフの3種目に参加して好成績をおさめるなど、本村の高齢者スポーツが活発に行われていることがうかがえます。

今後は高齢者でも気軽に参加できるニュースポーツなどの普及・促進を図り、参加者の拡大を図る必要があります。

今後の方向性

高齢者のニーズに応えると共にニュースポーツを取り入れスポーツ人口の拡大を目指します。また、スポーツ種目の多様化、高齢者などの参加人員の増加を図ります。

② 指導・相談体制の充実

施策概要と現状

スポーツ推進委員 10 名が、生涯スポーツの推進のためさまざまな役割を担い、ニーズに合ったスポーツ大会などを行えるように指導しています。

今後の方向性

ニュースポーツなどの指導者研修に参加し、スポーツ・レクリエーション活動の場で活躍できるように努めるとともに、高齢者自身が指導者となれるような体制づくりに努めます。

③ スポーツ交流の促進

施策概要と現状

本村ではゲートボール、バウンドテニス、輪投げ、グラウンドゴルフ大会などを開催し、各種団体間の交流を深めています。スポーツは地域や世代間を越えた交流を深める重要な役割を果たします。高齢者も気軽に参加できるスポーツの普及により、世代間交流を深め、地域におけるコミュニケーションの活性化を図る必要があります。また、地域の連帯感を強め、互いに支え合う地域コミュニティづくりが求められています。

今後の方向性

高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション大会を今後も開催し、他の地域団体や、世代間の交流を深め、スポーツを通じた地域におけるコミュニケーションの活性化を図ります。

また、高齢者が気軽に参加でき、楽しく活動できる種目を導入し生涯スポーツの推進に努めます。

④ 施設の有効活用

施策概要と現状

ゲートボール、グラウンドゴルフ、ディスクゴルフ大会などは美浦村運動公園や光と風の丘公園の施設を利用し、輪投げ、バウンドテニス大会などは農林漁業者トレーニングセンターなどを利用して開催されています。

今後も施設の有効利用を検討し、多くの村民に利用してもらえるよう支援していく必要があります。

今後の方向性

スポーツ・レクリエーションを楽しみ、高齢者の健康につながるよう、光と風の丘公園や村内体育施設、地区公民館などの活用を図り、生涯スポーツを支援していきます。

施策3 多様な働き方の支援

〔 施策の方針 〕

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で充実した生活を送るためには、高齢者が培ってきた豊富な経験や知識を生かし、地域社会で活躍できる環境づくりが必要です。高齢者が主体的に生きがいを感じながら社会活動に参加できるよう、個々の意欲や能力に応じた就労支援、活動の場の提供を行っていきます。

① シルバー人材センター

施策概要と現状

高齢者の豊かな経験と知識・技術を生かし、働くことを通じて「社会参加」や「生きがいの増進」に寄与することを目的として、就労を希望するおおむね 60 歳以上の人に、臨時的、短期的な就業を紹介します。

シルバー人材センターの受託件数が伸びていることから、就業の機会も増え、生きがいづくりにつながっています。

今後の方向性

これまで以上に、就業機会の確保と生きがいづくりの促進を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
受託件数(件)	1,306	1,330	1,350	1,360	1,370	1,380
会員数(人)	172	168	168	170	175	180

※ 平成 29 年度は見込み値。

施策4 世代間交流の推進

〔 施策の方針 〕

核家族化などの進展にともない、地域とのつながりが希薄になっていることから、互いに支え合い、協力していく関係が難しくなっている現状があります。

地域の活性化のためには、さまざまな世代の人々がふれあうことで、互いがもっている考えや能力などを理解し合う関係を築いていくことが求められます。高齢者がこれまで習得した知識や技術などを生かし、子どもたちと交流できるよう、世代間交流を推進していく必要があります。

① 世代間交流の推進

施策概要と現状

本村では、美浦村社会福祉協議会が、保育園児と高齢者とのふれあい交流会事業を実施し、木原、大谷保育所に通う3・4・5歳児と高齢者の交流機会を提供しています。

また、子どもと保護者、老人クラブ会員で混成チームをつくり、三世代輪投げ大会を開催しています。地区によっては子どもが少ないことから、参加者の確保が難しい状況もみられますが、高齢者の生きがい対策と情操豊かな子どもの育成をめざして交流機会の拡充を図る必要があります。

高齢者が若い世代へ日本古来の文化や習わしについて伝承し、一緒に体験することで、世代間のふれあいを深めることを目的としています。

今後の方向性

身近な地域における高齢者とのふれあい活動の促進を図るために、美浦村社会福祉協議会と協力しながら、世代間交流の活動支援を積極的に推進し、地域の福祉活動の活性化をめざします。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育園児と高齢者のふれあい交流会(人)	248	221	214	220	220	220
三世代輪投げ大会(人)	163	152	169	170	170	170

※ 平成29年度は見込み値。

施策5 社会参加の促進

〔 施策の方針 〕

高齢化が一段と進む 2025 年を見据えて、活力ある高齢者が地域で最大限の力を発揮するために高齢者の社会参加を促進することはとても重要です。

高齢者の社会参加が進み、高齢者が地域の担い手となることは地域づくりの観点からも重要です。高齢者と社会とのつながりの確保の観点からも一層の取り組みの充実を図っていきます。

① ボランティア活動への参加促進

施策概要と現状

本村では高齢者向けのサービスを中心に、障害者や児童・生徒対象のサービス、環境美化運動など、さまざまな活動を行っています。

社会福祉協議会では、平成 23 年 3 月より、ボランティアをしたい人とボランティアを頼みたい人を結びつける「美浦村ボランティアセンター」を設立しました。ボランティアセンターでは、様々なボランティアに関する情報をお知らせするとともに、ボランティアの活動をより多くの方に知っていただく活動を行います。また、村内で活動しているボランティア団体の活動支援、連絡調整を行いながら、地域のボランティア活動の活性化を図ります。

また、ボランティアへの関心や知識を高めるため定期的な研修や講習会を実施し、ボランティア活動を通じ、社会参加や生きがいづくりの促進を図ります。

今後の方向性

ボランティアに対する意識を高め、ボランティア活動を更に活性化させていくことが必要であり、高齢者自身も地域を支える担い手として、気軽にボランティア活動に参加できるように支援します。

今後も美浦村ボランティアセンターが中心となり、ボランティア団体・個人を対象とした研修会や連絡会を開催するなど、村内ボランティアの連携体制を強化していきます。

② 地域活動参加の支援

施策概要と現状

すべての村民は、住み慣れた地域で住民の温かいまなざしに見守られながら、希望に満ちた生活を送りたいと望んでいます。そのためには、地域住民の思いやりやぬくもりのある愛情あふれた村づくりが必要となります。

これからの高齢者は、支援される受け身的な存在でなく、今まで培ってきた知識や経験・技術などを地域活動に生かし、地域づくりの中心的な役割を果たす必要があります。元気で活動的な高齢者が増えていけば、村の活性化につながり、地域の連携による温かな社会を形成することができます。

平成 19 年度から社会福祉協議会が、高齢者などの地域社会への参加や地域での仲間作りを目的として、イベント・講座を開催しています。また平成 22 年度から、地域住民の集まり（サロン）を定期的で開催し、レクリエーションや健康体操などを通して、介護予防や閉じこもりの防止を目的としている団体に、補助金を支給しています。

今後の方向性

高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関や各団体との連携を図りながら、内容の充実に努め事業内容の普及・啓発に努めます。

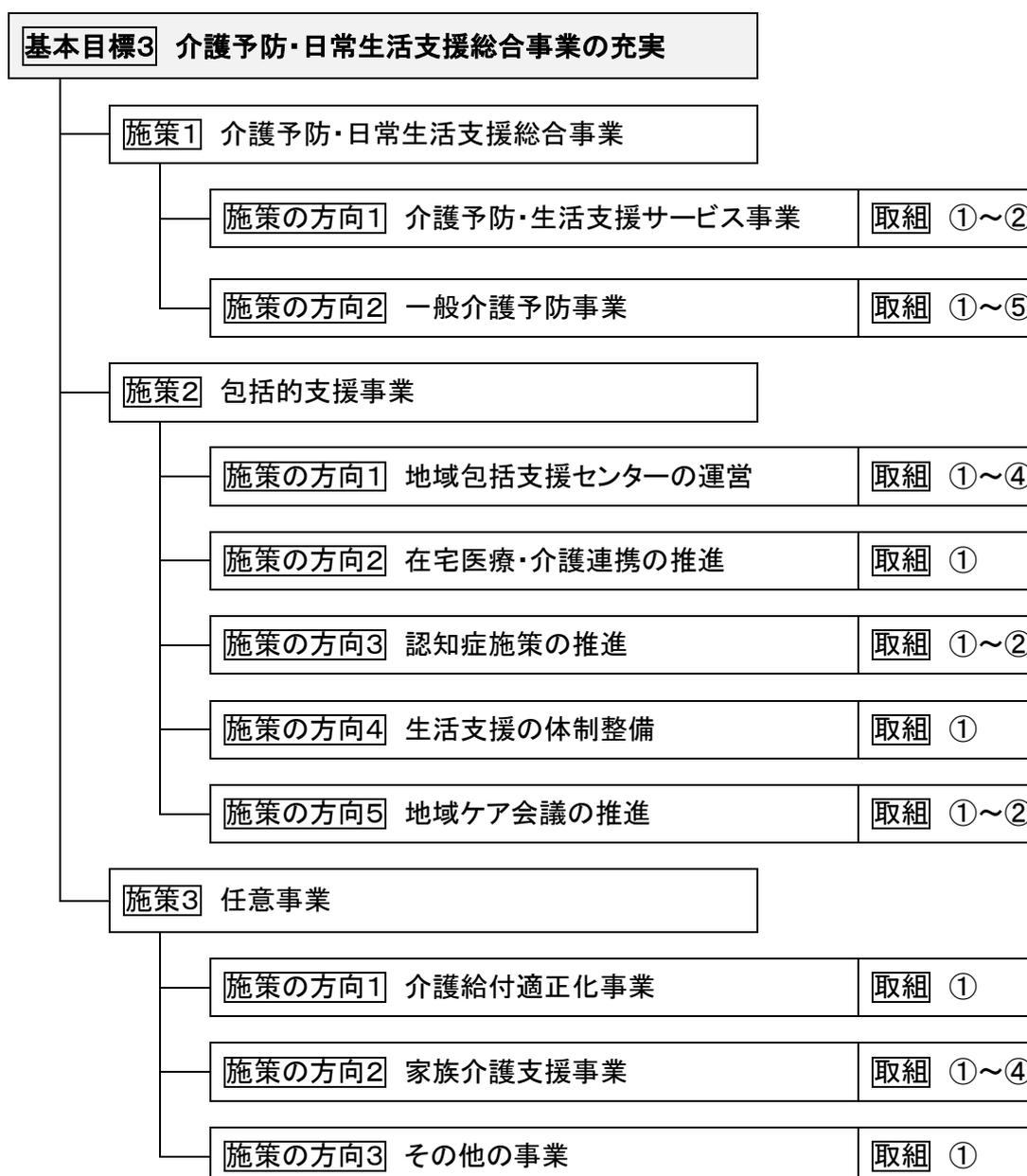
基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(1) 目標の方針

加齢による身体機能の低下や認知症を防ぐための「健康づくり」と、要介護の重度化防止を図る「介護予防」の推進は、ともに健康状態や認知機能を悪化させないという目的で一致しており、いつまでも健康で活発な生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

保健・医療部門と連携し、健康増進施策の推進と、介護予防事業の適切な実施を図り、要介護度・自立度の重度化防止を図ります。

(2) 目標の体系



施策1 介護予防・日常生活支援総合事業

施策の方向1 介護予防・生活支援サービス事業

〔 施策の方針 〕

介護予防事業は、要支援・要介護状態になることの予防を目的としてサービスを提供する事業です。

本村では、法改正の趣旨を踏まえ、介護予防・生活支援サービスの体制整備等を進め、総合事業の適切な実施を図ります。

① 訪問型サービス

事業概要と現状

平成29年4月1日より、要介護認定で要支援1又2に認定された方、及び基本チェックリストにより事業対象者（生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある第1号高齢者）に該当された方で、掃除・洗濯などの日常生活支援が必要とされた方には、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを提供しています。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、各市町村が基準や単価を設定して運営することになります。地域の実情に応じたサービスの創意工夫により既存の介護事業所だけでなく、NPO、ボランティア団体、自治会等の住民によるサービス提供も可能になります。現在は基準によるサービスを提供していますが、今後は、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスの検討が課題となっています。

今後の方向性

要介護認定で要支援1又は2に認定された方、及び基本チェックリストにより事業対象者に該当された方で、掃除・洗濯などの日常生活支援が必要な方には、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを提供します。

また、ボランティア等の多様な主体が参画したサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問型サービス実施人数(人/月)	0	0	25	29	32	36

※ 平成29年度は見込み値。

② 通所型サービス

事業概要と現状

平成 29 年 4 月 1 日より、要介護認定で要支援 1 又は 2 に認定された方、及び基本チェックリストにより事業対象者（生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある第 1 号高齢者）に該当された方で、日常動作訓練・入浴などの自立支援が必要とされた方には、介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスを提供しています。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、各市町村が基準や単価を設定して運営することになります。地域の実情に応じたサービスの創意工夫により既存の介護事業所だけでなく、NPO、ボランティア団体、自治会、老人クラブ等の住民によるサービス提供も可能になります。現在は基準によるサービスを提供していますが、今後は、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスの検討が課題となっています。

今後の方向性

要介護認定で要支援 1 又は 2 に認定された方、及び基本チェックリストにより事業対象者に該当された方で、日常動作訓練や入浴などの自立支援が必要な方には、介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスを提供します。

また、ボランティア等の多様な主体が参画したサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
通所型サービス実施人数(人/月)	8	6	35	58	62	65

※ 平成 29 年度は見込み値。

施策の方向2 一般介護予防事業

〔 施策の方針 〕

一般介護予防事業は、村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

① 介護予防把握事業

事業概要と現状

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、平成 29 年度より窓口・電話などにより相談があった方に対して基本チェックリストで介護予防情報を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業に繋げています。

事業対象者に該当する方が、できるだけ早期に事業対象者としてサービスを利用できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の周知徹底に力を入れる必要があります。

今後の方向性

地域の実情に応じて効果的かつ効率的に収集した情報の活用により、運動機能の低下、自宅での閉じこもりやうつ病、栄養不足など、何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、介護予防活動へ繋げることを目的としたものです。

広報みほや美浦村ホームページを活用して介護予防・日常生活支援総合事業の情報を周知し、早期の段階での利用に繋がります。

② 介護予防普及啓発事業

事業概要と現状

「一次予防事業」「二次予防事業」と区別されていた介護予防事業は、平成 29 年 4 月 1 日より、新しい介護予防事業に移行して、一般介護予防事業となりましたが、事業の内容は、変更せずに実施しました。

平成 29 年度より、新しい介護予防事業となり事業体制の改正が行われました。それに伴い一つ一つの内容の改善が必要となります。

今後の方向性

機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるよう介護予防事業を改善します。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護予防教室(回数)	37 (448)	37 (453)	25 (297)	20 (300)	20 (300)	20 (300)
元気アップ教室(実人数)	46	44	28	30	30	30
やまゆり運動教室(実人数)	19	20	18	20	20	20
口腔ケア教室(実人数)	7	4	25	25	25	25

※ 平成 29 年度は見込み値。

③ 地域介護予防活動支援事業

事業概要と現状

美浦村社会福祉協議会に委託して、村内における介護予防を推進するため、「シルバーリハビリ体操」を指導する「シルバーリハビリ体操指導士」を養成しています。老人クラブやサロンなどで、シルバーリハビリ体操を積極的に取り入れてもらえるよう周知し、活動の拡充を図ることが課題です。

今後の方向性

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
シルバーリハビリ体操指導士養成事業(実人数)	0	0	7	0	0	13
シルバーリハビリ体操指導士登録(実人数)	37	36	37	37	37	50

※ 平成29年度は見込み値。

④ 一般介護予防事業評価事業

事業概要と現状

一般の高齢者に対して実施する介護予防事業が、適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価する事業です。

今後の方向性

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況や事業の実施状況などの検討を通じ、総合事業全体の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法などの改善を図ります。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要と現状

地域における介護予防の取組みを機能強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、地域の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

今後の方向性

地域における介護予防の取組みを機能強化するために、地域ケア会議、サービス担当者会議、地域の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

施策2 包括的支援事業

〔 現状と課題 〕

包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営に係る事業を中心に、地域・在宅での生活を続けていくうえで不可欠な総合的なケアを行う事業です。

本村では、美浦村地域包括支援センターがその運営を担っており、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる地域づくりに取り組んでいます。今後、高齢化の進行に伴い、様々な問題に適切に対応していく必要があります。

施策の方向1 地域包括支援センターの運営

〔 施策の方針 〕

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者や要介護高齢者の増加、高齢者虐待などの深刻な問題を抱える世帯など、様々な問題に適切に対応していく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターと関係機関及び地域とのつながりを強化し、地域包括ケアシステムの実現へとつなげるため、ネットワークづくりを進めます。

① 地域包括支援センターの運営

事業概要と現状

地域包括支援センターは、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議を行う事業）の実施機関として、適正な事業運営を行います。

今後の方向性

高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況等を勘案し、センターの専門職が地域への訪問や実態調査等の活動を十分に行えるよう、条例の配置基準に従った人員を確保することが重要となります。今後、センターの機能強化に向けて検討します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
センター数(センター)	1	1	1	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

② 介護予防ケアマネジメント事業

事業概要と現状

要支援の状態にある高齢者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況や置かれている環境に応じた適切な事業が提供されるよう、必要な援助を行うための介護予防ケアマネジメントを行います。

今後の方向性

事業対象者及び要支援の状態にある高齢者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況や置かれている環境に応じた適切な事業が提供されるよう、必要な援助を行うための介護予防ケアマネジメントを行います。

③ 総合的な相談支援・権利擁護事業

事業概要と現状

地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族から様々な相談を受けて、必要な支援やサービスにつなげていきます。

また、虐待や消費者被害から高齢者を守るため、同センターが中心となって、関係機関との連絡調整、成年後見制度利用などによる支援を行います。

今後の方向性

高齢者やその家族からの様々な相談に対応できるよう、専門職員のスキルアップを図るとともに、地域の保健、医療、福祉、介護等の様々な関係機関や団体との連携を強化します。また、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、支援体制の充実を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
センター相談件数(件)	364	535	520	500	500	500

※ 平成29年度は見込み値。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

事業概要と現状

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、ケアマネジャーとの多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

今後の方向性

地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として、同センターの主任ケアマネジャーが中心となって、地域のケアマネジャーへの個別指導・相談、困難事例への指導・助言、医療機関を含めた関係機関との連携、地域のケアマネジャー相互の情報交換等を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

支援事業	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ケアマネジャー等研修会(回)	3	3	3	3	3	3
延べ参加者数(人)	55	55	60	60	60	60

※ 平成29年度は見込み値。

施策の方向2 在宅医療・介護連携の推進

〔 施策の方針 〕

在宅医療・介護連携を進めるためには、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリテーション専門職などの医療関係職種と介護支援専門員、介護関係職種といった多職種の連携が重要となるため、地域包括支援センターにおける医療面の対応強化への支援や、医療に関する専門的な知見を有する在宅医療に関する拠点機能の構築及びその拠点を中心とした連携の強化が必要となります。

本村では、稲敷医師会や近隣の医療機関などと連携しながら、在宅医療・介護連携を図っていきます。

① 在宅医療と介護の連携

事業概要と現状

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進していくことが求められています。

できるだけ自宅で介護を受けたい、介護したいと考えているケースが多く、在宅医療・介護連携についての村民への啓発、医療機関や介護保険事業者との関係づくりなど、在宅医療・介護連携を進めていく必要があります。

今後の方向性

今後、2025年に向け、第6期計画で取り組んできた地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、引き続き重点的に取り組むべき施策として位置づけ、在宅医療・介護連携の取組を本格化していきます。

また、多職種連携強化を図るとともに、課題の抽出と対応策の協議を行うため、関係機関等の代表者が参画する会議を開催します。

さらに、関係者の資質向上のための研修会や、地域住民への普及啓発を行うことにより、医療や介護が必要になっても在宅での生活が可能となるよう支援します。

その他、在宅医療に関する連携拠点を設置するなど、近隣市町と連携して広域で取り組む事業を本格化します。

施策の方向3 認知症施策の推進

〔 施策の方針 〕

増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスを確立しながら、早期診断・対応など、本人・家族への支援を実施する体制を構築します。

① 認知症施策の推進

事業概要と現状

高齢化の進行に伴う、認知症高齢者の増加に対応し、「認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられることができる社会」の実現を目指した取組を行います。

今後の方向性

認知症は、早期からの適切な診断や対応が重要であることから、初期の段階で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、また、「認知症地域支援推進員」を配置し、医療機関等や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人やその家族を支援する認知症ケア向上推進事業を平成 30 年度から実施します。

② 認知症サポーター養成講座

事業概要と現状

「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に対する正しい知識を習得してもらい、地域で認知症高齢者を応援・支援する認知症サポーターを養成します。

本村では老人クラブの事業に出向き、認知症サポーター養成講座実施しました。

今後の方向性

認知症についての誤解や偏見などをなくし、できるだけ長く安心して暮らしていけるよう、地域全体に認知症に関する正しい知識の普及啓発を行う必要があります。

そこで「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に対する正しい知識を習得し地域で認知症高齢者を応援・支援する認知症サポーターを養成します。サポーターを増やしていくために小中学生や就労世代など、多様な世代への講座を展開していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
養成人数(人)	31	33	150	150	150	150

※ 平成 29 年度は見込み値。

施策の方向4 生活支援の体制整備

〔 施策の方針 〕

本村では、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進することを目的に、本計画期間内での協議体の設置等を検討します。

また、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を活用しながら、地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向け、施策を推進します。

① 生活支援・介護予防サービス体制の構築

事業概要と現状

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、市町村が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的とした事業です。

本村では平成 29 年度において協議体を設置し、事業を推進しています。

今後の方向性

生活支援サービスのコーディネート機能を有する者（地域支え合い推進員）の配置や生活支援サービスを担う関係者で構成する協議体の設置などにより、サービスの担い手の養成、関係者の連携、ニーズとサービスのマッチング等の活動を通じて、生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行っていきます。

本村においては、社会福祉協議会に委託し、サービスの基盤整備を行っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
事業説明会(回)	—	—	4	5	5	5

※ 平成 29 年度は見込み値。

施策の方向5 地域ケア会議の推進

〔 施策の方針 〕

高齢者等が抱える多様な課題に対応し、安心して自分らしい生活を継続することを目指し、個別支援のみならず、地域全体の支援体制を構築するための会議を開催します。

① 地域ケア会議

事業概要と現状

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすために、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート、及び資源やサービス等の開発により包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現することが求められています。高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図るためのひとつの手段として地域ケア会議が位置付けられています。

今後の方向性

ケアマネジャーによる自立支援に資するケアマネジメント支援や、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題からの地域づくりによる高齢者の尊厳ある主体的な生活を実現できることを目指して、地域ケア会議を実施します。

具体的には、個別ケースの検討を通じ、地域課題の抽出や保健、医療、権利擁護関係者、ケアマネジャー、地域の村民団体等関係者のネットワーク構築、スキルアップを図る「個別ケア会議」、地域の関係者による課題の整理、解決策の検討を行い、村全体に関わる課題解決のための政策検討等を行う「地域ケア推進会議」を段階的に実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
個別ケア会議の開催	2	3	5	5	5	5
地域ケア推進会議の開催	0	0	1	2	2	2

※ 平成29年度は見込み値。

② 地域ケアシステム事業推進

事業概要と現状

社会福祉協議会の委託事業として実施してきましたが、平成 26 年度をもって委託は終了となりました。現在、高齢者については地域包括支援センターで個別ケースケアマネジメントを実施し、地域ケア会議で個別ケース検討会議を実施しています。

今後の方向性

平成 27 年 4 月からの法改正により地域ケア会議の確実な実施が開始され、地域ケアシステム事業推進については、方針を見直し地域の実情にあった体制の整備を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第 6 期実績			第 7 期見込み		
	27 年度	28 年度	27 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数(人)	3	3	3	5	5	5

※ 平成 29 年度は見込み値。

施策3 任意事業

〔 現状と課題 〕

任意事業は、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業のことをいいます。

今後、高齢者の地域での生活を支える上で大切な存在となる家族への負担増が懸念されることから、家族介護支援事業の役割が大きくなっていくことが予想されます。

そのため、利用者が増加することで、一部のサービス提供事業者による不正や不適切なサービスの提供等の防止のため、より一層の適切な指導、監査の強化が求められます。

施策の方向1 介護給付費適正化事業

〔 施策の方針 〕

本村は、平成12年の介護保険制度開始以来、介護給付の適正化に努めています。今後も引き続き、「茨城県介護給付適正化計画」に基づき、ケアプランチェックをはじめとする取り組みを推進します。

① 介護給付適正化事業

事業概要と現状

介護給付費の不正請求を防止するため、不必要なサービスが提供されていないかなどのケアプランの定期検証や、受けたサービスを受給者に確認してもらうため隔月ごとに「介護給付費通知」の送付を行っています。平成20年度からは「ケアプランチェック事業」を開始し、ケアプラン検証を行っています。

今後の方向性

地域ケア個別ケース検討会議等を利用し、ケアプランの検証を実施するとともに、必要な情報を利用者に提供できる環境を整備し、今後も介護給付費の適正化に努めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ケアプランチェック件数(件)	1	0	0	3	3	3
給付費通知件数(件)	2,697	2,837	3,000	3,000	3,000	3,000

※ 平成29年度は見込み値。

施策の方向2 家族介護支援事業

〔 施策の方針 〕

家族介護の重要性は、要介護高齢者の増加とともに増していくことが予想されます。

また一方で、介護の負担という面では、特に、認知症高齢者を支える家族への負担はより大きいものとなると考えられます。そのため、介護に関する知識や技術、相談をすることができる場所・機会の提供を目指し、施策を推進します。

① 認知症高齢者見守り事業

事業概要と現状

認知症高齢者が徘徊した場合に早期に発見できる GPS を利用したシステムを活用して、その居場所を家族に伝え、事故の防止を図っています。

GPS の大きさや、取り付け方の問題から、認知症の方が徘徊するときに身に着けにくい現状があります。

また、認知症高齢者が徘徊した場合に早期に発見できる GPS を利用したシステムを活用して、その居場所を家族に伝え、事故の防止を図っています。継続して実施している事業ですが、利用実績はないため、事業の周知を図り利用を推進していく必要があります。

今後の方向性

事業の周知を図り、家族が安心して介護できる環境を整備していくとともに、利用しやすいシステムの情報を収集し、検討を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

② 家族介護継続事業（家族介護教室）

事業概要と現状

要介護者ができる限り自宅で介護が受けられるように、家族や介護に携わる援護者に対して、適切な介護知識・技術が習得できるよう社会福祉協議会へ委託し教室を開催します。

今後の方向性

在宅医療・介護の推進に対する理解を図るとともに、要介護者が安心して自宅で介護が受けられるように、家族や介護に携わる援護者に対して、適切な介護知識・技術が習得できるよう社会福祉協議会へ委託し教室を開催します。

また、介護技術の習得や介護サービスに関する情報の提供、在宅介護に対する意識の啓発や安心して介護できる環境づくりを支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
開催回数(回)	1	1	1	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

③ 家族介護継続事業（介護用品支給事業）

事業概要と現状

日常的に介護用品（紙おむつなど）を必要とする高齢者などの世帯の経済的負担を緩和するため、介護用品（紙おむつなど）の購入経費の一部を助成します。

利用の促進のため、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図るとともに、該当者の把握と連絡に努めます。

今後の方向性

事業は在宅で要支援・要介護認定を受けている高齢者、おむつなどが必要な状態の方であって、介護保険料の滞納者ではなく、住民税非課税世帯に属する方を対象としています。介護用品（紙おむつなど）の購入に要した費用の3分の1に相当する額を助成するもので、1か月あたりの支給限度額は7,000円となります。引き続き事業の推進を図り、利用者や家族などの精神的及び経済的負担軽減を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用実人数(人)	7	12	13	20	20	20

※ 平成29年度は見込み値。

④ 家族介護継続事業（介護家族慰労金）

事業概要と現状

介護保険で要介護4・5と認定、またはそれに相当する状態の高齢者を在宅で介護している家族であって、過去1年間介護保険サービス（1週間程度のショートステイの利用は除く）を受けていない方（7月1日を基準日とします）を主として介護している方（住民税非課税世帯）に対して慰労金を支給します。

今後の方向性

利用の促進のため、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図るとともに、該当者の把握と連絡に努めます。

また、居宅介護支援事業所と連携し該当者の把握と連絡に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
支給者数(人)	0	0	1	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

施策の方向3 その他事業

〔 施策の方針 〕

高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため、介護保険制度において、後見制度の利用支援や普及に取り組みます。

① 成年後見制度利用支援事業

事業概要と現状

認知症などにより、判断能力が低下し、成年後見人を選任する必要がある際、親族がいない高齢者に対し、村長が申し立て人となり、申し立てに関する経費や報酬助成を行っています。

高齢者は増えていますが、利用者はいない状況が続いています。支援を必要としている人が潜在化している可能性もあるので、ケアマネージャー等支援者への制度の周知を行うなど、早期に発見できるような体制が課題です。

今後の方向性

認知症や身寄りのない高齢者の増加とともに、成年後見制度の利用が必要な高齢者も増える傾向にあります。制度の理解・事業の周知を行い、自己決定を尊重できるよう支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第6期実績			第7期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

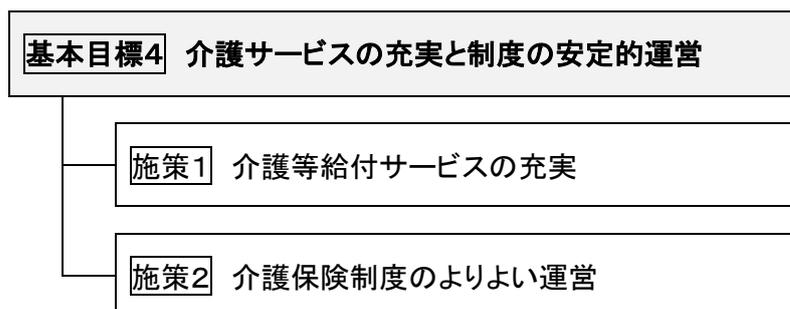
(1) 目標の方針

平成12年度より始まった介護保険制度も、度重なる制度改正やサービスの変更等を経ながら、その都度、高齢者をめぐる社会問題に対して取り組みを進めてきました。

新たな介護保険制度においても、医療・介護連携の推進や、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進などの新たな取り組みが始まります。

本村においても、これまでの取り組みを通し、介護サービスの充実と制度の安定的運営に努めてきました。平成30年度からの第7期計画期間においても、引き続き、介護保険制度の円滑な運営を図り、事業の適切な実施及びサービス提供体制の強化を図ります。

(2) 目標の体系



施策1 介護等給付サービスの充実

〔 施策の方針 〕

要支援・介護認定者に対し、介護保険法及び制度に基づく介護保険サービスの提供を行います。また、サービスの提供にあたっては、本村及び地域の実情に適切なものとなるよう努め、不足するサービスについては、広域でのサービス提供等、国県と連携した体制の整備を図ります。

なお、個別の提供サービスについては、本計画各論Ⅱ「第2章 介護保険事業の実績と見通し」に掲載しています。

施策2 介護保険制度のよりよい運営

〔 施策の方針 〕

介護保険事業の円滑な実施及びサービス提供体制の整備等については、介護保険法及び介護保険指針において、保険者の責任によってその実施に努めることとされています。

本村においても、従来に引き続き、制度の円滑な運営及びサービスの提供に努めます。

なお、介護保険事業の円滑な運営については、本計画各論Ⅱ「第3章 介護保険制度の円滑な運営」に掲載しています。

〈各論2〉

第1章	第7期介護保険事業について……………	80
第2章	介護保険事業の実績と見込み……………	82
第3章	介護保険事業費の見込み……………	94
第4章	介護保険制度の円滑な運営……………	103

第1章 第7期介護保険事業について

第1節 介護保険制度の改正点について

(1) 医療・介護の連携の推進等

医療・介護連携の推進として、主に、①新たな介護保険施設「介護医療院」の創設と、②連携に関する都道府県による市町村への支援の整備が挙げられます。

①は、転換が進められている介護療養型医療施設の機能を引き継ぎつつ、生活施設としての機能を兼ね備えた新しい介護保険施設として「介護医療院」を創設します。

介護医療院は介護保険法上に根拠を持つ介護保険施設ですが、同時に医療法上においても医療提供施設として位置づけられます。なお、旧来の介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までに廃止、転換することとされています。

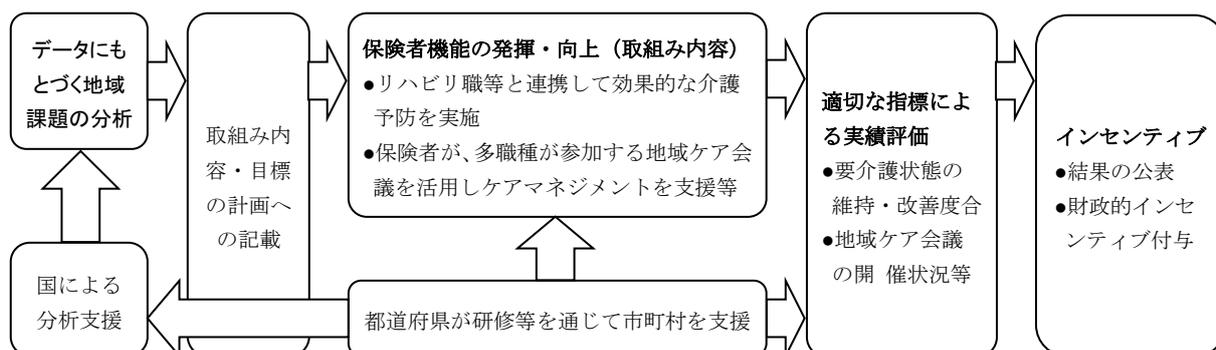
②は、従来、地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の中で医療機関と介護事業所等の関係者の連携が推進されていますが、都道府県の協力は必要な事業のみに限られています。そのため、法改正に伴い、都道府県は地域支援事業全体に対し支援に努めるものとされ、また、市町村は必要な連絡調整ができ、関係者は事業に協力するよう努めることとされます。

(2) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

平成29年改正法により、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組む仕組みが制度化されます。

具体的には、介護保険事業計画に自立支援等施策及びその目標に関する事項の記載が追加され、市町村は計画の策定にあたって、①介護保険事業の実施状況に関する情報を分析、②自立支援等施策の実施状況や目標達成状況に関する調査・分析及び結果の公表を行うことと努めることとされています。

この他、国は自立支援等施策の取り組み等を支援するため、市町村・都道府県に交付金を交付するという、財政的インセンティブの付与の規定が整備されています。

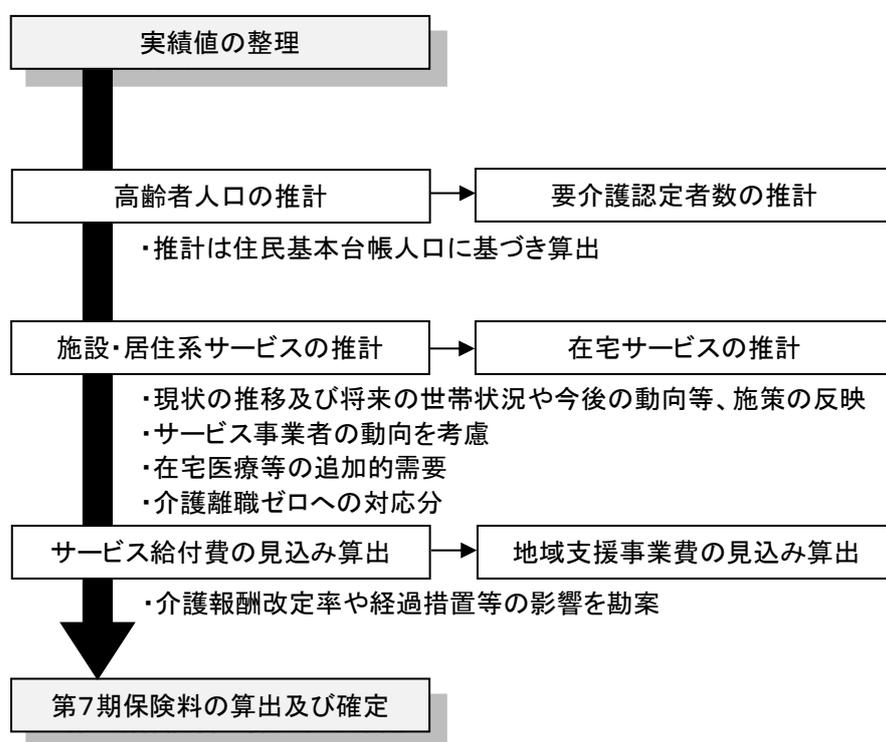


第2節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

(1) サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

本計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される「見える化システム」を用いました。

算出の過程においては、本村の実績の推移（第6期計画期間）の伸び率を基本推計とし、算出された値に、本村の実情や将来の見込み等を施策反映しています。加えて、在宅医療等の追加的需要及び介護離職ゼロへの対応分についても、同様に反映を行っています。



また、保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

本計画では、標準給付費の内訳（介護サービス・介護予防サービス）及び地域支援事業費を合わせた給付費総計を記載します。

第2章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅(介護予防)サービス

高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、充実が必要なサービス事業にあっては、事業者の参入を促すことにより適切な居宅サービスや、各種サービスの必要量の確保に努めます。

(1) 訪問サービス

① 訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・相談を行います。通院時の乗降介助なども利用できます。なお、予防サービスは、平成29年度より、段階的に介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	33	37	37	38	43	48
介護予防サービス(人/月)	27	21	11	—	—	—

※ 平成29年度は見込み値。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問し、移動入浴車による入浴介助を行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	10	12	11	13	13	13
介護予防サービス(人/月)	0	1	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

心身機能の維持や回復のために、看護師や保健師、理学療法士等が居宅を訪問し療養や診療の介助を行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	23	24	24	23	26	29
介護予防サービス(人/月)	6	4	3	7	7	7

※ 平成29年度は見込み値。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問して理学療法や作業療法、その他のリハビリテーションを行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	3	6	8	9	11	11
介護予防サービス(人/月)	1	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師が介護サービス利用計画に必要な情報を事業者を提供し、サービス利用者に介護に関する指導や助言を行うサービスです。医師や歯科医師の指示に基づき、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が指導を行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	11	23	22	31	33	35
介護予防サービス(人/月)	2	1	1	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

第2章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅(介護予防)サービス

(2) 通所サービス

① 通所介護・介護予防通所介護

通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練・相談を行います。なお、予防サービスは、平成 29 年度より、段階的に介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。

介護サービス	第 6 期実績			第 7 期計画		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護サービス(人/月)	98	85	89	92	100	108
介護予防サービス(人/月)	55	35	31	—	—	—

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

心身機能の維持や回復し自立した日常生活を営むために、介護老人保健施設や医療機関において、日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

介護サービス	第 6 期実績			第 7 期計画		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護サービス(人/月)	22	24	28	24	24	24
介護予防サービス(人/月)	14	12	9	14	14	14

※ 平成 29 年度は見込み値。

(3) 短期入所サービス

① 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等や老人短期入所施設へ短期入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	47	51	51	58	61	64
介護予防サービス(人/月)	2	3	1	2	2	2

※ 平成29年度は見込み値。

② 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等や老人短期入所施設へ短期入所して、看護・医学的管理のもとに介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	1	0	0	0	0	0
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

第2章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅(介護予防)サービス

(4) 福祉用具・住宅改修サービス

① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅で自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具の貸与を行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	93	102	122	130	133	136
介護予防サービス(人/月)	29	28	35	38	40	42

※ 平成29年度は見込み値。

② 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具

居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、同一年度10万円を上限とする購入に要した費用を補助します。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	2	2	3	2	2	2
介護予防サービス(人/月)	1	1	1	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

③ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅で自立した日常生活を営めるように、20万円を上限とする住宅改修に要した費用を補助します。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	1	2	2	4	4	4
介護予防サービス(人/月)	1	1	2	2	2	2

※ 平成29年度は見込み値。

(5) その他のサービス

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等に特定施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	4	6	6	7	8	9
介護予防サービス(人/月)	3	2	2	2	2	2

※ 平成29年度は見込み値。

② 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターがサービスの利用計画を作成し、適切なサービス提供が受けられるように管理を行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	173	199	213	231	250	269
介護予防サービス(人/月)	104	87	73	84	93	100

※ 平成29年度は見込み値。

第2節 地域密着型(介護予防)サービス

地域密着型サービスは、平成18年度に、高齢者が住み慣れた地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう創設された介護保険のサービスです。

地域密着型サービスでは、地域の実情を反映し、きめ細かく対応できる小規模事業所によりサービスが提供され、利用対象者は、事業所が所在する市町村の被保険者となります。

また、該当事業者がない場合、提供されないサービスもありますが、今後の高齢社会の進展に伴い、適宜、事業者の参入を促していきます。

(1) 訪問・通所系サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせてサービスを行います。

第7期の見込みはありませんが、適宜、事業者の算入を促していきます。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

② 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスを行います。

第7期の見込みはありませんが、適宜、事業者の算入を促していきます。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方等が特別養護老人ホームやデイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。なお、予防サービスについては、第7期の見込みはありませんが、適宜、事業者の算入を促していきます。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通りを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

⑤ 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであること、また、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、今回の法改正では、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられています。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	—	29	34	29	29	29

※ 平成29年度は見込み値。

(2) 施設・居住系サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

現在、2ユニット(18床)で運営している事業所が2か所あります。

既存の供給量で十分充足できると考えられるため、横ばいを見込んでいます。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	31	35	36	35	35	35
介護予防サービス(人/月)	1	0	0	1	1	1

※ 平成29年度は見込み値。

■必要利用定員総数

単位：人

区分	30年度	31年度	32年度
必要利用定員総数	36	36	36

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

第7期の見込みはありませんが、適宜、事業者の算入を促していきます。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

現在、3ユニット(29床)で運営している事業所があります。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	30	30	33	29	29	29

※ 平成29年度は見込み値。

■必要利用定員総数

単位：人

区分	30年度	31年度	32年度
必要利用定員総数	29	29	29

④ 看護小規模多機能型居宅介護

通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができます。

第7期の見込みはありませんが、適宜、事業者の算入を促していきます。

介護サービス	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 平成29年度は見込み値。

第3節 施設サービス

介護保険施設サービスについては、村外施設の利用等も考慮し、要介護者の様態にあった施設サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図っていきます。

また、平成 30 年度から新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されるとともに、現行の介護療養病床の経過措置期間が6年間延長され、平成 35 年度末までに順次他の機能をもつ施設に転換することから、今後の動向を注視しながら適切な対応を図ります。

なお、サービスの過剰な供給は、介護給付費の上昇に繋がることから、施設サービスと在宅サービスのバランスが取れた利用を促していきます。

(1) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

介護サービス	第 6 期実績			第 7 期計画		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護サービス(人/月)	54	60	68	69	74	154

※ 平成 29 年度は見込み値。

② 介護老人保健施設

安定した病状期にあり看護・医学的管理下での介護や、日常生活上の援助の必要な方が在宅への復帰を目指して、リハビリテーション等のサービスを行います。

介護サービス	第 6 期実績			第 7 期計画		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護サービス(人/月)	54	61	76	70	81	92

※ 平成 29 年度は見込み値。

③ 介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設となり、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスとなります。

第 7 期期間中での介護療養型医療施設からの転換は見込んでいません。

介護サービス	第 6 期実績			第 7 期計画		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
介護サービス(人/月)	—	—	—	0	0	0

※ 平成 29 年度は見込み値。

④ 介護療養型医療施設

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

第7期は、介護医療院への転換は見込んでいません。

	第6期実績			第7期計画		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護サービス(人/月)	0	1	1	1	1	1

※ 平成29年度は見込値。

第3章 介護保険事業費の見込み

第1節 介護保険サービス給付費等の見込み量

(1) 介護サービス見込み量

本計画期間における介護サービス給付費等の見込みは、次の通りとなります。

① 居宅サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回））

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	年額	33,530	38,253	42,961	61,379
	回/年	926.0	1,056.7	1,187.4	1,696.5
訪問入浴介護	年額	11,687	11,692	11,692	15,596
	回/年	80.0	80.0	80.0	106.8
訪問看護	年額	11,201	12,980	14,755	18,318
	回/年	167.5	192.8	218.1	271.1
訪問リハビリテーション	年額	2,838	3,632	3,632	5,630
	回/年	76.1	94.8	94.8	147.5
居宅療養管理指導	年額	3,157	3,372	3,585	5,156
通所介護	年額	94,198	102,542	110,843	152,352
	回/年	982.2	1,067.8	1,153.4	1,581.4
通所リハビリテーション	年額	24,351	24,362	24,362	31,535
	回/年	221.2	221.2	221.2	285.6
短期入所生活介護	年額	91,387	94,767	98,106	115,410
	回/年	927.2	963.8	1,000.4	1,177.9
短期入所療養介護(老健)	年額	0	0	0	0
	回/年	0.0	0.0	0.0	0.0
短期入所療養介護(病院等)	年額	0	0	0	0
	回/年	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉用具貸与	年額	22,303	22,880	23,457	33,931
特定福祉用具購入費	年額	665	665	665	665
住宅改修費	年額	7,700	7,700	7,700	7,700
特定施設入居者生活介護	年額	14,333	16,309	18,252	26,558
小計(A)	年額	317,350	339,154	360,010	474,230

② 地域密着型サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回））

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年額	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	年額	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0
	回/年	0.0	0.0	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	年額	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	年額	95,691	95,734	95,734	95,734
地域密着型特定施設入居者生活介護	年額	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年額	84,962	85,000	85,000	85,000
看護小規模多機能型居宅介護	年額	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年額	33,926	33,941	33,941	33,941
	回/年	309.7	309.7	309.7	309.7
小計(B)	年額	214,579	214,675	214,675	214,675

③ 施設サービス給付費（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	年額	195,961	210,366	431,215	431,215
介護老人保健施設	年額	209,916	242,972	275,934	440,745
介護医療院	年額	0	0	0	4,723
介護療養型医療施設	年額	4,721	4,723	4,723	—
小計(C)	年額	410,598	458,061	711,872	876,683

第3章 介護保険事業費の見込み
 第1節 介護保険サービス給付費等の見込み量

④ 居宅介護支援給付費（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護支援	年額	33,299	36,039	38,765	55,940
小計(D)	年額	33,299	36,039	38,765	55,940

⑤ 介護給付費（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
小計(A)居宅サービス	年額	317,350	339,154	360,010	474,230
小計(B)地域密着型サービス	年額	214,579	214,675	214,675	214,675
小計(C)施設サービス	年額	410,598	458,061	711,872	876,683
小計(D)居宅介護支援	年額	33,299	36,039	38,765	55,940
小計(E)	年額	975,826	1,047,929	1,325,322	1,621,528

(2) 介護予防サービス見込み量

本計画期間における介護予防サービス給付費等の見込みは、次の通りとなります。

① 介護予防サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）・日数（日））

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	年額	—	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	年額	0	0	0	0
	回/年	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防訪問看護	年額	718	718	718	898
	回/年	25.2	25.2	25.2	32.7
介護予防訪問リハビリテーション	年額	0	0	0	0
	回/年	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防居宅療養管理指導	年額	142	142	142	426
介護予防通所介護	年額	—	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	年額	6,017	6,019	6,019	8,664
介護予防短期入所生活介護	年額	739	739	739	739
	日/年	9.2	9.2	9.2	9.2
介護予防短期入所療養介護 (老健)	年額	0	0	0	0
	日/年	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	年額	0	0	0	0
	日/年	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸与	年額	3,012	3,149	3,286	4,421
特定介護予防福祉用具購入費	年額	285	285	285	285
介護予防住宅改修	年額	2,919	2,919	2,919	2,919
介護予防特定施設入居者生活介護	年額	1,730	1,730	1,730	3,461
小計(F)	年額	15,562	15,701	15,838	21,813

第3章 介護保険事業費の見込み
第1節 介護保険サービス給付費等の見込み量

② 地域密着型介護予防サービス給付費（単位：上段より給付費、(千円)、回数(回)）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0
	回/年	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年額	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	年額	2,127	2,128	2,128	2,128
小計(G)	年額	2,127	2,128	2,128	2,128

③ 介護予防支援給付費（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防支援	年額	4,513	5,000	5,377	7,047
小計(H)	年額	4,513	5,000	5,377	7,047

④ 予防給付費（単位：千円）

	単位	第6期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
小計(F)介護予防サービス	年額	15,562	15,701	15,838	21,813
小計(G)地域密着型介護予防サービス	年額	2,127	2,128	2,128	2,128
小計(H)介護予防支援	年額	4,513	5,000	5,377	7,047
小計(I)	年額	22,202	22,829	23,343	30,988

(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み

本計画期間における標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、次の通りとなります。
なお、「見える化システム」に基づく推計値であるため、予算額とは一致しません。

① 標準給付費（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費(E+I-J+K)	年額	997,709	1,083,100	1,380,498	1,691,486
小計(E)介護給付費	年額	975,826	1,047,929	1,325,322	1,621,528
小計(I)予防給付費	年額	22,202	22,829	23,343	30,988
利用者負担見直し影響額(J)	年額	319	507	535	690
消費税率等見直し影響額(K)	年額	0	12,849	32,368	39,660
特定入所者介護サービス費等給付額	年額	58,000	59,000	60,000	65,000
高額介護サービス費等給付額	年額	21,000	22,000	23,000	28,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	年額	2,500	2,500	2,500	2,500
算定対象審査支払手数料	年額	684	741	798	1,083
小計(L)	年額	1,079,893	1,167,341	1,466,796	1,788,069

② 地域支援事業費（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費(M)	年額	30,000	31,800	33,600	42,600
介護予防・総合事業費	年額	25,000	26,800	28,600	37,600
包括的支援事業・任意事業費	年額	5,000	5,000	5,000	5,000

③ 給付費総額（単位：千円）

	単位	第7期見込み			推計値
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
小計(L)+地域支援事業費(M)	年額	1,109,893	1,199,141	1,500,396	1,830,669

第2節 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

① 介護保険事業の財源構成

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・村の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、公費（国、県、村）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次のとおりとなります。

	保険料		公費			
	第1号	第2号	国	調整交付金	都道府県	市町村
介護給付費等(施設等分を除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
介護予防・総合事業	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23.0%	—	38.5%	—	19.25%	19.25%

② 第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第6期計画期間では22.0%でしたが、第7期計画期間は23.0%となります。

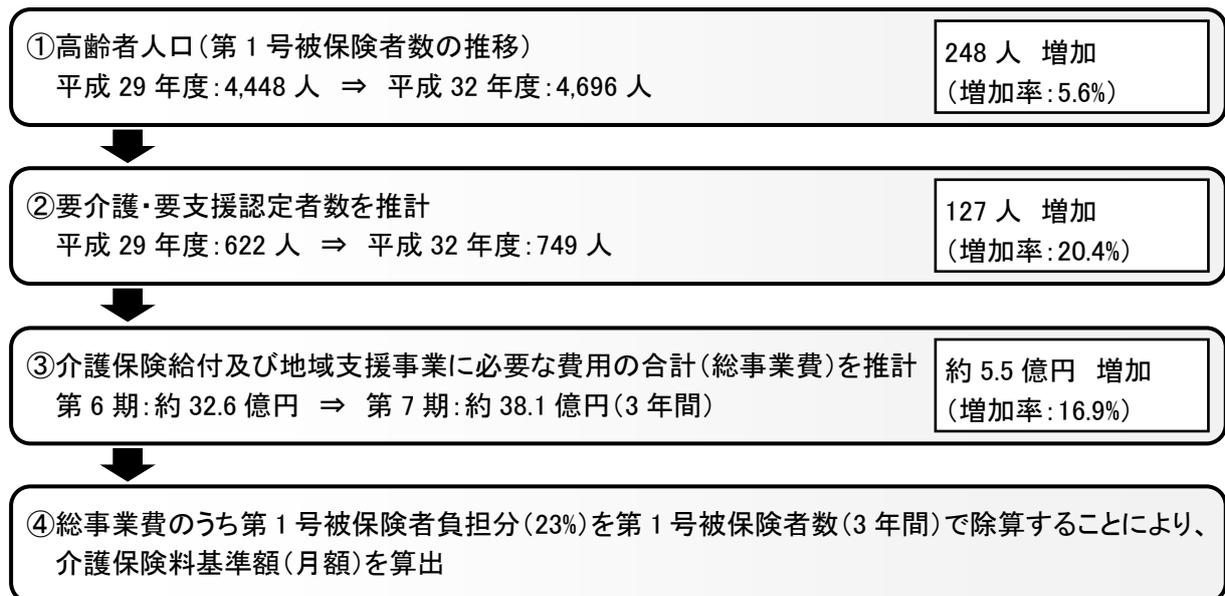
また、国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合（65～74歳、75～84歳、85歳以上）・所得段階層割合と比較して保険者ごとに増減がされることになっております。

(2) 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定

① 第7期計画期間（本計画）の所得段階及び保険料率

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、本村における第7期の介護保険料を設定します。

② 第1号被保険者の保険料の基準額の算出



第7期（平成30年度～平成32年度）の

介護保険料基準額（月額）は、4,800円となります。

（第6期（平成27年度～平成29年度）介護保険料基準額（月額）は4,500円）

■ 保険料基準月額の推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12年度～平成14年度	2,620円	—	—
第2期	平成15年度～平成17年度	2,620円	—	0.0%
第3期	平成18年度～平成20年度	3,200円	580円	22.1%
第4期	平成21年度～平成23年度	3,300円	100円	3.1%
第5期	平成24年度～平成26年度	4,000円	700円	21.2%
第6期	平成27年度～平成29年度	4,500円	500円	12.5%
第7期	平成30年度～平成32年度	4,800円	300円	6.7%

■ 第7期計画期間の所得段階及び保険料率

所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・本人および世帯員全員が住民税非課税で、以下のいずれかに該当する方 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下 	基準額 × 0.45	25,920 円 (月額 2,160 円)	15.0%
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人および世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超から 120 万円以下の方 	基準額 × 0.75	43,200 円 (月額 3,600 円)	6.4%
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人および世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円を超える方 	基準額 × 0.75	43,200 円 (月額 3,600 円)	5.7%
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方 	基準額 × 0.9	51,840 円 (月額 4,320 円)	19.9%
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超える方 	基準額 × 1.0	57,600 円 (月額 4,800 円)	14.2%
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が住民税課税者で、合計所得金額が 120 万円未満の方 	基準額 × 1.2	69,120 円 (月額 5,760 円)	16.1%
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が住民税課税者で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方 	基準額 × 1.3	74,880 円 (月額 6,240 円)	13.1%
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が住民税課税者で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方 	基準額 × 1.5	86,400 円 (月額 7,200 円)	4.5%
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が住民税課税者で、合計所得金額が 300 万円以上の方 	基準額 × 1.7	97,920 円 (月額 8,160 円)	5.1%

第4章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 基盤整備の方針

(1) 本村の施設整備の状況と予定

施設整備の現状

基盤整備について、身近で住み慣れた地域において介護サービスが受けられるよう、日常生活圏域を考慮した基盤整備を進める必要があります。

今後の方向性

本村では、介護保険施設等サービス基盤整備については、既存施設の整備意向や入所待機者の状況、地域の事業所整備状況等を踏まえ、保険者として適正に介護保険事業を運営できるように、計画的にサービス基盤整備を推進します。

	現状	予定		
	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域包括支援センター	1	1	1	1
施設サービス	3	3	3	4
介護老人福祉施設	1	1	1	2
介護老人保健施設	2	2	2	2
介護療養型医療施設				
医療療養病床からの転換				
居宅サービス				
特定施設入居生活介護				
地域密着型サービス	4	4	4	4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
地域密着型通所介護	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	2	2	2	2
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護				

第2節 介護給付適正化の方針

(1) 介護給付適正化計画の位置づけ

本村では、国の「第4期介護給付適正化計画」及び「茨城県第4期介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化を図ります。

また上記計画に基づき、介護給付適正化システムを活用し、不正請求などのチェック機能の強化を図るとともに、ケアプランのチェックや縦覧点検及び医療情報との突合結果に基づく過誤調整などを実施し、介護給付の適正化に努めます。

■ 主要事業の概要

事業名	概要
要介護認定の適正化	認定調査結果については、直営分も含め全件の点検を行います。また、認定調査員の資質向上を目的とした研修等を行います。
ケアプランの点検	ケアプランが適切なものであるかをケアマネジャーとともに検証し、健全な給付の実施を図るため、ケアプラン点検を実施します。
住宅改修等の点検	事前申請時の書面審査だけでなく、必要に応じて訪問調査を実施し、利用者の実情を確認したうえで給付の決定を行います。
医療情報との突合・縦覧点検	茨城県国民健康保険団体連合会からの医療情報と介護情報をもとに、サービスの整合性や算定日数等の情報を点検し、誤請求や重複請求があった場合は、事業所へ過誤申立等の指導を行います。
介護給付費通知	サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、介護保険給付額等を通知し、利用確認をして頂くことにより、利用者の意識を高めるとともに、事業所の架空請求、過剰請求の防止を図っていきます。
給付実績の活用	茨城県国民健康保険団体連合会から提供される「認定調査状況と利用サービス不一致一覧票」等の給付実績を活用し、利用者の心身状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。

第3節 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

本村では、村民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、村内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

主な機関	概要
美浦村介護保険運営協議会	本協議会は、現行計画の事業進捗の状況や計画策定に係る内容を調査審議するための会議となります。計画の進捗状況や重要事項について審議し、円滑な推進を図ります。
地域包括支援センター運営協議会	本協議会は、地域包括支援センターの組織及び運営並びに地域密着型サービスの指定に関する内容を協議する会議となります。 今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが適切、公正かつ中立的な運営を確保できるよう必要な協議を行います。
地域ケア推進会議	本会議は、個別ケア会議で取りまとめられた課題のうち、政策的な対応が必要となるような課題や村全体に関する課題について、政策形成や資源開発を検討する会議となります。支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(2) 介護保険事業の情報の提供

主な取り組み	概要
介護サービス情報の公表制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表制度」の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、村民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。 ア. 村民に対する制度の普及啓発 イ. サービス利用者に対する情報提供

(3) 介護保険事業の質の向上・確保

主な取り組み	概要
事業者への適切な指導	<p>保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。</p>
介護支援専門員などに対する支援	<p>利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員(ケアマネジャー)などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応などの支援を行います。</p> <p>また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。</p>
苦情相談体制の充実	<p>介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、村が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。また、必要に応じて「国民健康保険団体連合会」や「福祉サービス運営適正化委員会」など第三者機関等につなげます。</p>
福祉サービス第三者評価の受審促進	<p>国や茨城県が進める福祉サービス第三者評価について、村内事業者の受審を促進します。</p>
介護人材の確保	<p>不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、ヘルパー研修や、国県等の人事情報の発信・収集等を図り、村内における安定的な介護人材の確保に努めます。</p>

(4) サービス利用の促進

主な取り組み	概要
低所得者に対する利用者負担の軽減	<p>低所得者のサービス利用者の利用者負担が、所得に対して過大となり、生計を圧迫することを軽減する必要があることから、利用者負担軽減策を講じます。</p>

〈資料〉

第1章 策定に係る資料	108
-------------	-----

第1章 策定に係る資料

第1節 委員会に係る資料

(1) 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

① 設置要綱

美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進を図り、その事業の円滑な実施を目的として、美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項の協議をする。

- (1) 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理及び評価に関すること。
- (2) 介護保険事業における施策の実施に関すること。
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項に定める、美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (4) 法第115条の46に定める地域包括支援センターの設置等に係る次の事項に関すること。
 - ア 地域包括支援センターの設置に関する次に掲げること
 - イ 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること
 - ウ 地域包括支援センターの職員の確保に関すること
 - エ その他地域包括ケアの推進に関すること
- (5) 法第42条の2第5項及び法第54条の2第5項に定める地域密着型介護サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。）の額に関すること。
- (6) 法第78条の4第5項及び法第115条の13第5項に定める指定地域密着型介護サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型介護サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。
- (7) 法第78条の2第6項及び法第115条の12第4項に定める指定地域密着型介護サービスの指定に関すること。
- (8) 地域密着型介護サービス事業者の質の確保、運営評価その他村長が地域密着型介護サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、前条の目的を達成するために、必要に応じて協議することができる。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、おおむね15人程度で組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 議会代表者
- (2) 学識経験者

- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 介護保険被保険者の代表者
- (5) 介護サービス事業者の代表者
- (6) 行政関係者
- (7) その他、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

- 2 委員は、任期終了後であっても新たに委員が委嘱されるまでは、その職務を行う。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、過半数同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、協議のために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 第2条第1項第4号アに定める事項について審議を行う場合、当該審議に係る地域包括支援センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該委員は審議に参加することができない。
- 6 第2条第1項第7号に定める事項について審議を行う場合、当該審議に係る地域密着型介護サービス事業者（指定希望者を含む。）である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該委員は審議に参加することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は介護保険担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年12月18日から適用する。

(要綱の廃止)

- 2 美浦村地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会設置要綱（平成18年美浦村告示第85号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

② 委員名簿

任期：平成 28 年 3 月 30 日～平成 30 年 3 月 31 日

番号	選出区分	氏名	所属団体等	備考
1	議会代表者	沼崎 光芳	美浦村議会 議長	
2		林 昌子	美浦村議会厚生文教委員会 委員長	副委員長
3	学識経験者	大橋 幸雄	元美浦村保健福祉部長	委員長
4	保健, 医療及び福祉関係者	野口 美恵子	美浦中央病院 看護部長	
5		小澤 治雄	小澤歯科医院 院長	
6		諸岡 正明	美浦村社会福祉協議会 事務局長	
7		小泉 幸夫	美浦村民生・児童委員協議会 委員	
8	介護保険被保険者の代表者	小澤 一弘	美浦村国民健康保険運営協議会 委員	
9		富高 美紀	介護保険第2号被保険者代表	
10	介護サービス事業者の代表者	保田 裕之	介護老人保健施設ゴーエン美浦 事務長	在任 H28.3～ H29.12
11		菊地 直	特別養護老人ホームみほ 施設長	
12		幸塚 全基	グループホームドルチェ 施設長	在任 H29.2～ H30.3
		大貫 由美子		在任 H28.3～ H29.2
13		新畑 順子	居宅介護支援事業所福の神 主任介護支援専門員	在任 H29.2～ H30.3
14	行政関係者	秦野 一男	保健福祉部長	在任 H29.4～ H30.3
		松葉 博昭		在任 H28.3～ H29.3
15	行政関係者	糸賀 育代	保健福祉部健康増進課長	在任 H29.4～ H30.3
		高橋 利夫		在任 H28.3～ H29.3
16	行政関係者	木村 光之	教育委員会生涯学習課長	在任 H29.4～ H30.3
		埜口 哲雄		在任 H28.3～ H29.3

③ 審議経過

	日程	議事
第1回	平成28年3月30日(水) 於:役場3階 大会議室	(1)美浦村高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の進捗状況報告について (2)美浦村地域包括支援センターの事業状況報告について (3)その他
第2回	平成29年2月24日(金) 於:役場3階 大会議室	(1)報告事項 ①平成28年度介護保険事業状況報告等について (2)協議事項 ①第7期介護保険事業計画策定の要点について ②計画策定のためのアンケート調査について (3)その他
第3回	平成29年5月26日(金) 於:役場3階 委員会室	(1)報告事項 ①計画策定のためのアンケート調査結果概要について (2)協議事項 ①第7期介護保険事業計画策定の骨子について (3)その他
第4回	平成29年7月21日(金) 於:役場3階 委員会室	(1)報告事項 ①平成28年度介護保険事業状況報告等について ②計画策定のためのアンケート調査結果について (2)協議事項 ①第7期介護保険事業計画策定の基本指針(案)について ②介護サービス提供事業所等アンケート調査・地域団体意識調査について (3)その他
第5回	平成29年9月27日(水) 於:役場3階 委員会室	(1)報告事項 ①介護サービス提供事業所等アンケート調査・地域団体意識調査結果について (2)協議事項 ①第7期美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について (3)その他
第6回	平成29年12月20日(水) 於:役場3階 委員会室	(1)協議事項 ①第7期美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について (2)その他
第7回	平成30年2月20日(火) 於:役場3階 委員会室	(1)報告事項 ①パブリックコメントの実施結果について (2)協議事項 ①第7期美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について (3)その他

第2節 法制度に係る資料

(1) 策定に係る法律

① 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

〔法律要綱〕

第一 改正の趣旨

地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立した日常生活の支援等に関する施策等の追加、当該施策の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院の創設、一定以上の所得を有する要介護被保険者等の保険給付に係る利用者負担の見直し並びに被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講ずること。

② 老人福祉法

(目的)

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(中略)

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

③ 介護保険法

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本指針)

第一百六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

(市町村老人福祉計画)

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(中略)

- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

美浦村高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画

発行年月:平成30年3月

発行:美浦村

編集:美浦村保健福祉部 福祉介護課

所在地:〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515

電話:029-885-0340(代表)

ファクス:029-885-5933